

# 廃藩置県と民衆

—西日本における旧藩主引留め「一揆」をめぐって—

谷 山 正 道

はじめに

- 1 「一揆」の発生状況と背景
- 2 「一揆」勢の要求（願望）
- 3 運動構造上の特徴
- 4 維新政府側の対応

おわりに

付「史料集」

はじめに

「廃藩置県を民衆はどのように受けとめたのか」——この問題を廃藩置県の直後に西日本（就中中国・四国地方）で群発した旧藩主<sup>1)</sup>引留め「一揆」<sup>2)</sup>を素材に検討してみようというのが本稿のねらいである。

当「一揆」に関して、我々は、すでに数多くの先行研究を有している。古くは、黒正巖氏の「四民平等令と百姓一揆一特に播州一揆に就て」と題する研究（昭和5年発表）があり、「播州一揆はその規模は比較的大であったが、当時の一揆に比し必しも特異のものといふ事は出来ない。その形態、方法ともにありふれたものにすぎぬ。只この一揆の直接の動機又は主なる原因が『四民平等令』であった事は、明治初期の社会的原因に基く百姓一揆として特筆すべきものであらう。本県の旧武士階級は他県にもまして進歩的思想を有して居たけれども、一般市民は依然として封建的思想から脱却する事が出来ず、却て旧制の存続、身分的差別の確立を希望し、遂にかくも忌まはしき一揆を起したのである。当時の百姓が社会を本質的革新せんとするの精神を有しなかつた事は想像に難くない」との評価を下されている<sup>3)</sup>。

こうした「進歩的」為政者対「頑迷無智」な「封建的」民衆という構図に対しては、すでに戦前から批判が存したが、戦後、「明治初年の農民闘争」を書かれた林基氏は、当「一揆」について、「闘争の本質は、『領主引留』や『復職』にあるのではなくて、中央政府に引きつがれようとする封建的収奪の存続に反対するものであり、藩・政府権力の機関としての庄屋・村役人に対する徹底的打ちこわしを特徴とする」と、黒正氏とは対照的な見解を示され<sup>4)</sup>、「士族

表1 西日本における「一揆」の発生状況（明治4年8月～12月）

月・日	国名	県名	旧藩主	石高 (万石)	地域	旧藩主 引留め 要求	要求・展開 その他	参加人数	被処罰者	得物	焼打
8/4～10/4	安芸・備後	広島	浅野長勲	外 42余	ほぼ全域	○	新政に反発、長訓の上京阻止、県官殺傷、公機関・割庄屋・庄屋・豪農商など約200軒打ちこわし、鎮撫隊出動、発砲、死傷者多数〔武一騒動〕	尾道町押寄だけでも4万数千	梟首1、斬罪3、絞罪5、准流19、徒32、杖321、答193	竹槍・鉄砲・鎌・ナタ・カマギ	○
8/8～8/16	伊予	大洲	加藤泰秋	外 6	ほぼ全域	○	負担の軽減・蘭方医の追放等11か条、大洲若宮河原に屯集、大洲町へ乱入、大惨事山本尚徳自殺、三島町の蘭方医等を襲撃（郡中騒動）	4万		竹槍、小銃	
8/9	筑前	福岡	黒田長知	外 47余		○	表粕屋郡28か村庄屋が県庁に押しかけ、旧知事留任を歎願、※10月頃「県政と相成、黒田公御東移之事件郡々小前之もの共大不服、遠・鞍・嘉・穂之郡内ちと不穩」「兎角百姓不服」「近国ハ同様年貢納不運杯ノ風聞有之」（4～5人召捕）				
8/12	美作	津山	松平康倫	親 10			廃藩置県の趣旨徹底のため管内を巡回していた権大参事鞍懸寅二郎暗殺される				
8/15～9/上	伊予	松山	久松定昭	譜 15	浮穴・久米郡はじめほぼ全域	○	隠田摘発再検地増徴反対・神社仏堂取こわし反対等、久米郡租税課をはじめ大庄屋・庄屋等を襲撃、帳簿類焼却、武力鎮圧、※9/27～10/7諸郡惣代共上京し、旧知事再任交渉・歎願（大蔵省）		入牢40～50、絞罪2、懲役（10年）1、准流（10年）1	竹槍・鉄砲・刀剣	○
8/16	美作	真嶋	三浦顕次	譜 2・3	奥筋	○	8/16旧知事留任歎願書を提出（村々庄屋・年寄・百姓代、市中とも連印）、8/28小前多数旧知事引留めに出る、11/3～6旧知事帰県等要求、砂鉄稜小屋焼払		准流6		
8/28	伊予	小松	一柳頼明	外 1		○	旧知事上京に際し「民心沸騰仕不容易」状況となる、説諭により帰村				
8/下	伊予	今治	久松定法	譜 3・5	宇摩郡など	○	旧知事発駕差止めの動き、大勢出浮				
8/下	出雲	母里	松平直哉	親 1	能義郡	○	東母里光現寺に屯集、県参事の説諭により帰村	（多数）			
9/8～9/17	讃岐	高松	松平頼聰	親 12	主に寒川・三木・山田・香川郡	○	出船阻止、村役人・豪農商宅80軒焼打、軍隊出動	1万以上	捕縛50程、斬罪・絞首6	竹槍	○80
9/12	長門	豊浦	毛利元敏	外 5	豊浦郡	○	上京阻止の動き				

9/中～9/下	但馬	久美浜						不穩、県知事参事県庁護衛のため歩兵1小隊の派遣を兵部省に要請				
9/20～9/24	備後	福山	阿部正桓	譜	10	ほぼ全域	○	新政に反発、上京阻止、県官・戸長・副役宅など焼打・打ちこわし、軍隊出動、発砲、死傷者		入牢250～260、うち小田県庁へ引渡5～6	竹槍・腰鎌等	○51
10月以前	備中・讃岐	倉敷						一揆蜂起等の風聞あり				
10/6	石見	浜田	松平武聡(越智)	親	18	安濃・瀬摩・邑智		一向宗擁護・邪宗反対・増徴反対、一揆計画発覚		捕縛5		
10/12～10/16	伯耆(因幡・播磨)	鳥取	池田慶徳	外	38余	日野郡多里村外		年貢米の納方につき旧税法存続要求、新倉庫建設反対、※下旬人民動揺 会見郡で騒動	1800余	首謀者投獄	竹槍	
10/13～10/14	播磨	姫路	酒井忠邦	譜	15	神東・神西 飾東・飾西	△	(※8月旧知事留任歎願書を提出)新政に反発、県官殺傷、官舎・大庄屋宅など焼打、帳簿類焼却、高札破却、武力鎮圧、発砲、死傷者多数	1万余(7万程)	投獄200余、斬罪1、准流2、杖14、笞33、呵責1	竹槍・鉄砲	○
10/14～10/16	但馬・播磨	生野				朝来・多可 神東・神西		新政に反発、県官殺傷、鉱山器械所に放火、県庁へ押寄せ、出石・龍野・和歌山県の常備兵出動	約2000(6万)	死罪17ほか	竹槍・鉄砲	○
10/20～10/22	播磨	山崎	本多忠明	譜	1	宍粟郡	△	年貢3割引等を要求、役所への強訴計画、龍野・安志両県の兵約200人が出動		捕縛21、入牢6		
10/20～10/22	長門	清末	毛利元純	外	1	豊浦郡	△	新政に反発、戸長他打ちこわし		発頭人絞罪	竹槍・銃等	
11/2	伊予	宇和島	伊達宗徳	外	10余	宇和郡上灘地方		県政に不満、宮寺へ屯集(不穩)		捕縛4		
11/25～12/6	備前	岡山	池田章政	外	31・5	磐梨・赤坂・津高・上道・児島	△	(※8月村々里正目代惣代共ら旧知事留任の歎願書提出)、新政に反対、貢租負担軽減、大里正・里正を襲撃、出兵、発砲、死者5・傷者4	7000以上	懲役6、准流1、徒3、贖罪金19、呵責1	竹槍・刀・斧・鎌等	○
12/中～1/6	土佐	高知	山内豊範	外	20余	高岡・吾川・土佐	△	新政に反発、県庁襲撃計画、戸長宅を毀壞	1800	斬罪梟首5	竹槍・槍・鉄砲・大小刀	未遂
12/24～	美作	豊岡	(元生野 県管下)			勝北郡田熊村外		「貢米金納方其余不條理の説を唱へ」屯集		捕縛2	竹槍・鎌等	

廃藩置県と民衆(谷山)

叛乱と民衆騒擾」を書かれた後藤靖氏も、「農民は旧藩主留任要求をかかげながら、その実は新しい官治行政に対して真向うから反対しつつ、貢租公課減免を要求していた」のであり、「農民の旧体制への回帰は、決して旧来そのままの状態への復帰ではなかった」との評価を下された<sup>5)</sup>。

このように、当「一揆」のどの側面に力点を置くかによって「一揆」評価のうえで大きな差が生じてくるのであり、今日では、後者の立場と、当「一揆」(の一部)が有する負の側面をクローズアップさせて解放令反対「一揆」として捉える立場<sup>6)</sup>とが相対峙している状況にある。また、1960年代後半以降の「世直し状況」論の展開に伴って、当「一揆」を終末期の世直し騒動として位置づける見解<sup>7)</sup>が打ち出され(これに対応して当「一揆」の事例の発掘・研究が飛躍的に進展し、優れた研究成果もあらわれた)、70年代以降には、安丸良夫氏の研究をはじめ、民衆の意識や「集合心性」に着目して民衆蜂起に至る過程とその特質を究明しようとする、新たな視角からの研究も進展してきている<sup>8)</sup>。

以上が、当「一揆」に関する研究動向の概況であるが、本稿では、そうした研究動向を念頭に置きながら、廃藩置県の直後、明治4年の8月から12月にかけて、西日本(就中中国・四国地方)で群発した旧藩主引留め「一揆」全体を分析対象とし、各地の史料<sup>9)</sup>を活用しながら、その発生・展開過程の特質を明らかにするとともに、従来十分明らかになっていない「一揆」に対する維新政府側の対応のあり方についても論及することにした。当「一揆」に関する旧来の研究は、ごく大まかに言えば、各事例についての個別研究<sup>10)</sup>と、明治初年の民衆闘争全体についての考察の一部として論及したもの<sup>11)</sup>との両極に分化しており、比喩的に言えば、そうした一本釣でもなく網目の粗い大綱によってでもなく、きめ細かな中綱によって当「一揆」をすくいあげてみよう、というのが本稿のねらいである<sup>12)</sup>。

## 1 「一揆」の発生状況と背景

明治4年7月14日、有名な廃藩置県の詔が発せられ、続いて太政官から「元知事ノ面々御用有之候条、一同九月中帰京候様可相違事」<sup>13)</sup>と令達された。

表1は、廃藩置県後同年末にかけての西日本における「一揆」の発生状況を示したもののだが、8月4日に始まった広島県下での「一揆」(武一騒動)を皮切りに、当地域—就中中国・四国地方—で「一揆」が続発していることが判明する(表2に示した他地域の動向とは対照的である)。その大部分は旧藩主の引留めあるいは再任要求を含む「一揆」で、従来知られていたよりもはるかに数が多く、旧藩主の上京を境にして、9月までに11件の引留め要求を含む「一揆」(表中に○印を付したもの)が、また10月以降には年貢賦課期を中心に5件の再任要求を含む「一揆」(表中に△印を付したもの)が発生していることが確認される。

廃藩置県と民衆（谷山）

表2 他地域の動向（明治4年8月～12月）

月 日	国名	郡 名	府県名	地 域	原 因・要 求	形 態
8 10	信濃 羽前	筑 摩 村 山	伊 那 県 山 形 県	妻籠・蘭村 山寺・蔵増・塚 之目・寺津・灰 塚・中野目・藤 内新田村	尾張藩有林の官有化反対〔説論〕 山寺村新開田を小前が作付を行ない、 用水不足のため、流末郷村から抗議	愁 訴 水 論
10 11・12 ～14	但馬 伊賀 伊勢	二 方 名張・伊 賀, 外	京 都 府 安 濃 津 県	岸田村 中・世古口・比 奈地・国津村, 外	物価騰貴から越訴 租法改悪反対, 名張・阿保・佐那具 町などの商家をおそう	越 訴 打ちこわ し
11・24 ～29	能登	鹿 島	大聖寺県	分校・中島・作 見・菅波村	屎物代助成廃止反対, 十村役人の廃 止要求, 租税吏への反感, 42戸打潰, 1000人〔発砲により退散, 農民1人 即死〕	打ちこわ し
11	岩代	伊 達	福 島 県	半田村など22か 村	入会山不正境紛争	山 論
11 12・3	岩代 陸中	紫 波	若 松 県 弘 前 県	中片寄・稲藤村 など7か村	貢米半数延納 小役料米免除要求, 460人〔不成功, 2人逮捕〕	愁 訴 強 訴
12・29	伊勢		度 会 県		天皇の外国への行幸, 伊勢神宮の東 京への遷宮等の風説を信じ, 檄文を 発して民衆を煽動し, 県庁を襲撃し ようとしたとして, 守屋義郎・佐々 木半三郎等42人を捕える	強訴未遂

〔注〕 青木虹二「百姓一揆総合年表」などにより作成。

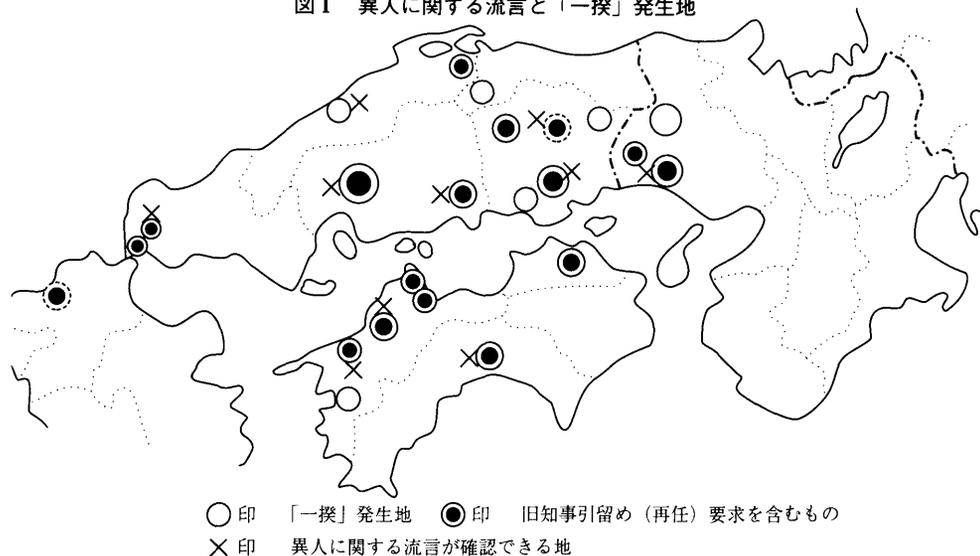
このような一見うしろ向きともみえる「一揆」が廃藩置県の直後の時点でなぜ発生したのだろうか。また、「一揆」全体のなかでより激しい「一揆」が所領規模の大きな旧藩領で発生しているが（たとえば焼打を伴う「一揆」が未遂1件も含めて計8件あるがいずれも10万石以上の旧藩領のケースである）、この点をどう考えたらよいだろうか。そうした問題を念頭に置きながら、以下、「一揆」発生背景について検討を加えていくことにしたい。

「一揆」発生前提としてまず第一に注目されるのは、様々な流言が飛び交っている事実である（流言が「一揆」発生のパネとなっていると言うこともできる）。各県下での流言に関する史料については、繁雑になるゆえ論文末の史料集に一括収載しているので、詳しくはそちらを御覧いただきたい<sup>14)</sup>。表3は各県下での流言の内容を一覧表示したものだが、租税関係も少なくはないが大部分が異人に関わる流言であることが判明する。「太政官ハ異人カ政事ヲ取扱処ニシテ、異人ハ女ノ血ヲ絞リテ飲ミ牛ノ肉ヲ食トシ常々猿ノ如キ着物ヲ着シ居ル赴ニテ、已ニドコソコニ数人ノ毛唐来リ現ニ血ヲ飲ミツ、アリシ処ヲ見タルモノモアリ」「女子十五歳ヨリ二十歳迄ノ者并ニ飼牛等異人ヘ売渡ニ相成内密割庄屋共ヘ申渡出居ル趣」（広島）、「太政官ハ人ヤ牛ヲ外国ニ渡シ、外人ハ生血ヲ採リ為ス所アルト、（中略）今ノ御后ハ昔シ咄シノ玉藻前ト云フ人ニ類シ、毎日数升ノ生血ヲ吸ヒ、之レニ供スル為追々我等ノ生年月日ヲ調べ置キ、時ニ臨ンデ引出サルト」（松山）、「高百石ニテ牛一匹出スノ、或ハ尾洲名古屋ヘ村替ノ、或ハアメ

表 3 各県下での流言

県 名	異人政治	耶蘇宗	女・牛 (鶏)売渡	血取・油取	土地取	西洋医 術種痘	毒流	伝信機	土地	租税	解放令	そ の 他
新 谷						○	○					子取
広 島	○	○	○							○		涙銀
大 洲				○ ○	四国を ○取られ る	○	○					
松 山			人・牛 ○	○								
高 松										○		
福 山	○		○	○				○		○		戸籍調・涙銀
浜 田		○	人・牛 ○	○								
姫 路			○ アメリカ へ行	○	外国人 に地所を ○居られ る				検地 ○	○	縁組 ○	尾州と人民入 替
清 末			男女 ○	○								
津 山			○									
真 嶋			○							○		
岡 山					我国は ○異人の ものにな る			○				
高 知			人 ○	○		○						
地方巡察使				○ ○				○			○	

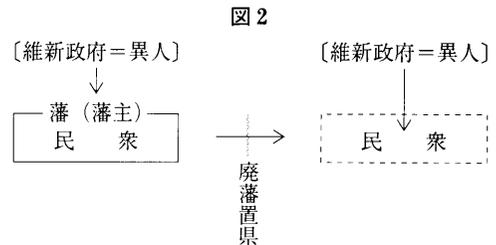
図 1 異人に関する流言と「一揆」発生地



リカヘ行ノ、穢多ト縁組ヲスルノ、戸籍調ハ何ノ年ノ児女ヲ出スタメノ、或ハ血ヲ絞ラル、ノ、或ハ外国人ニ地所居宅ヲ取ラル、ノ」（姫路）、といった類の流言である。また、図1からは、そうした異人に関する流言が確認できる地域は、「一揆」発生地域とほぼ重なることが判明する。では、なぜこの時期＝廃藩置県の直後に、異人に関する流言が飛び交うようになったのか。この問題について、幕末以来の民衆の対外観について若干触れながら論及しておくことにしたい<sup>15)</sup>。

鎖国体制下におかれ、長らく外国人との関係を遮断されていた江戸時代のわが国の民衆にとって、キリスト教＝邪宗観は浸透させられていたものの、異国（外国）や異人（外国人）は日常意識の外にある存在であった。しかし、外圧の深まりのなかで、嘉永期に瀬戸内地域では、異人（異国船）の渡来は凶兆であり民衆に災厄をもたらすものであるという意識が形成されるようになったことが指摘されており、さらに開港以降物価騰貴が進み、主要な産業であった綿業などへの打撃が加わるなかで、「万民困窮」「下々難立行」という状況が生じ、民衆の排外意識は高まりを見せるに至った。そうした民衆の心情は、文久3年5月10日を期して攘夷決行にふみきった長州藩に対する鼯鼠の声の高なりとなってあらわれた（「長州様は異人御打拂の方故、萬人長州江随気する」）。一方、当の長州藩はといえば、四国連合艦隊下関砲撃事件によって欧米列強の力の強大さをまざまざと見せつけられて攘夷の不可能をさと、藩論を尊攘から討幕へと転回させていった（三宅紹宣氏がすでに指摘されている<sup>16)</sup>）ように、同藩は対外和親の方針に転じるようになったにもかかわらず、民衆に対しては相変わらず攘夷方針を継続するというポーズをとっている点に留意）。この長州と薩摩を中心勢力として討幕運動が展開され、やがて維新政府が樹立されるに至るが、維新政府は、成立早々の慶応4年1月15日、神戸事件発生の4日後に対外和親の布告を発して対外方針の基本が「和親」にあることを表明し、以後「民衆の伝統意識からは理解しがたい諸政策」<sup>17)</sup>をつぎつぎに実施していった。明治と元号が改まっても、相変わらず物価は高く、外国貿易の展開に伴う綿業などへの打撃に加え、太政官札の発行などによる経済の混乱も重なって、「万民難済」「万民困窮」という状況が続くなか、民衆の維新政府に対する不信感が高まり、異人に対する恐怖感を伴いつつ、維新政府が推進する開化政策に対する様々な疑惑・反発が高じるようになった（先に引用した「太政官ハ異人カ政事ヲ取扱処」という流言はその行き着くところである）。

さて、先に提示した問題に戻って……なぜ廃藩置県の直後に異人に関する流言が飛び交うようになったのか？ それは、廃藩置県によって旧来の藩割拠体制が上から強行的に解体され、民衆が異人と結びついた存在として観念した維新政府の支配下に直接さらされるようになった



ためである(図2参照)。廃藩置県を契機とする流言の噴出は、広島県賀茂都市飯田村の庄屋平賀隆右衛門が「朝政を恐候趣意ハ、此先色々新政出席民之累ニ相成可申、中ニも千石之村ニ当リ女壱人牛壱疋宛差出せ候様被仰出、其世話料として金二万両とか当郡役人へ相渡り候由、右女ト牛ハ異人へ被遣候よし風説仕、畢竟夫等ニよって朝廷を恐多くも鬼の如く嫌ひ候事之様被相考申候、既ニ廣嶋表同様之説も女子共も相交り罷居、朝廷之御政事ニ相成候得者迎も死る命杯と申相歎候由も承り申候」と述べているような、新体制への移行=中央集権化に伴う民衆の大きな不安を反映したものであった。廃藩置県によって実体を失った「藩」「藩主」は、「明後日、二十日早朝、御殿様ニハ我々下々ノ者ヲ置キ捨ニシテ、オ江戸へ御上リニナラレルゾヤ、今我々ガ見放サレナバ、又黒船ガ人々ヲ取りニ来テモ防グ事ハ出来ヌゾヤ、女ハ異人ニ奪ハレ、子供等ノ生血ハ毛唐人ニ啜ラレルゾ、御殿様ヲ引キ取メヨ、皆ノ衆出合へ出合へ」(福山)「斯ル迷惑ナル儀モ舊知事様サへ是迄通り被為居候ハ、無ルヘシ、今一度舊知事様御惣容様トモ御帰国有之タシ」(姫路)という「一揆」勢の言葉からよくうかがえるように、新政に対する「遮断幕」<sup>18)</sup>として観念されるようになったのであり、旧藩主引留め要求は、新政に対する「遮断幕」の維持をめざしたものであった、と評価することができよう。なお、「一揆」全体のなかでより激しい「一揆」が所領規模の大きな旧藩領で発生している点についても先に指摘したが、それはバリアの相対的強さ故の反動として捉えることができないだろうか。

## 2 「一揆」勢の要求(願望)

様々な流言の裏返しだが「一揆」勢の願望と言えるが、具体的に要求内容が判明するものを一覧表示したのが表4である(表示のもとになった史料は論文末の史料集に記載しているので参照されたい)。前掲の表3と比べると判明する事例が少ない(約半数である)が、当「一揆」は維新政権そのものへの不信・非妥協性を強く帯びており、多くの場合、要求書は簡単には提出されなかった点<sup>19)</sup>にも留意しておく必要がある。

さて、表4にみられる要求に関してまず第一に注目されるのは、その内容の多彩さである。全体をまとめてみれば、要求項目は、異人を退治せよ、近づけるな、差し返せといった異人に関する事柄をはじめ、蘭方医の追放、県官人事、土地・租税関係、戸籍調査関係、寺社宗教関係、解放令反対、士族婦農反対、散髪廃止、等々、多方面にわたっていることが判明する。表5に「一揆」と関連がありそうな廃藩置県前後の維新政府の政策を示しておいたが、これを念頭に置いてそれぞれの「一揆」の要求内容を細かく見ていくと、発生時期による差も見い出される(解放令反対要求の有無など)。また、真宗地帯であった浜田県下で神教反対・一向宗擁護の声があがっている<sup>20)</sup>ように、地域による特性も見い出せる。以上のように、「一揆」の要求内容はバラエティーに富んでいるが、新政反対という形で総括することが可能である。したがっ

表4 「一揆」勢の要求内容

「一揆」発生	県名	異人関係	蘭方医 追放	県官人事	土地関係	租 税 関 係						戸籍調査	寺社宗教	解政令 反対	士族知行 (帰農反 対)	散髪廃止	その他
						増徴反対	年貢減額	運上・雑 税減額・ 免除	石代相場 廻米廃止	年貢管理	条件付 年貢等 上納拒否						
8/4~	広島	異人・ 耶穌宗 ○				○		○		○							涙銀疑惑
8/8~	大洲		○	○				○	相場 ○			従前通 ○	社寺免租 ○ 総社建 設反対 ○		○		産物会所 廃止・他 宿自由
10/6	浜田					○							神教反 対一向 宗擁護 ○				
10/14~	生野	○			検地反対 ○		○		○				良木伐採 反対 ○	○			人民入替 反対
10/20~	清末	○								○			○			○	
11/25~	岡山	○			田畑改正 難決 ○		○	○									義倉廃止 御救
12/中~	高知	○							○		不服 ○			○			

表5 廃藩置県前後の維新政府の政策

月・日	太 政 官 布 告
3・20	牛馬員数並ニ牧場等ヲ査點録止セシム
4・4	戸籍法ヲ定ム
7・4	大小神社氏子調ノ方ヲ定ム、大小神社神宮守札差出方心得、宣教使ヲシテ大教ヲ宣布セシム
7・14	藩ヲ廢シ県ヲ置ク
8・9	散髮制服略服脱刀随意ニ任セ礼服ノ節ハ帯刀セシム
8・23	華族ヨリ平民ニ至ルマテ互ニ婚姻スルヲ許ス
8・28	穢多非人ノ称ヲ廢シ身分職業共平民同様トス、民籍ニ編シ地租等除鬻ノ慣法ヲ改正セシム
9・晦	旧藩ヨリ農商ニ許ス所ノ帯刀扶持米諸役免除等ヲ禁止ス

(注) 『法令全書』による。

て、「一揆」は総じて新政反対「一揆」として捉えるべきであり、それぞれ複数の要求を掲げていることからしても、解放令反対「一揆」というように特定の要求のみを取り出して捉えるべきではない。

第二に注目されるのは、幕藩制的身分意識にもとづく要求の存在である。その一つは、解放令(賤民廃止令)に対する反対であり、姫路・生野県下と高知県下の事例が知られる(史料集参照)。長らく近世の身分制下に置かれてきた当時の民衆の意識のあり方の一側面を如実に示すものとして、看過できない問題である(ただし、くり返しになるが、筆者は、この側面のみを取り出して「一揆」評価を行うことには反対である)。二つ目は、大洲県下の例であり、士族知行削減→士族帰農→百姓難渋という筋道で、「以前之通夫々御知行御渡ニ相成候様」願い出ていることが知られる。

第三に指摘できるのは、租税面での注目すべき要求の存在である。当「一揆」は、旧藩主の留任という一見うしろ向きのスローガンを掲げて展開された新政反対「一揆」であったが、そこで提示された要求は必ずしも現状維持のレベルには止まらなかった(なお、維新政府は、廃藩置県の直後に、統一的税制を打ち立てる必要があるが今年の租税徴収は旧慣によると方針を示している<sup>21)</sup>)。岡山県下では、「知事家禄十分一ノ上ハ、貢米十分一相納度事」とあるように、貢租を十分一にせよという画期的な要求が出されており、生野県下でも貢租の三割引要求が出されていることが知られるのである。また、高知県下で、「政令落事拾箇年前被差戻候迄ハ御貢物諸工役相勤不申」とあるように、10年以前の政治に戻るまでは貢租等の納入を拒否するとの声があがっている点にも注目したい<sup>22)</sup>。さらに、津山<sup>23)</sup>・広島<sup>24)</sup>県下では、「一揆」前後の時期に均田・徳政の流言が流れていることが知られるが、下層民衆の「世直し」への切なる願望をそこに見てとることができよう。

### 3 運動構造上の特徴

つぎに、当「一揆」の運動構造上の特徴について述べよう。

まず第一に指摘できるのは、二つの運動路線の存在である。その二つとは、㊶村（町）役人層を主体とする訴願運動と、㊷小前層（小農・半プロ層と都市平民層）を主体とする暴動である。㊷は村（町）役人層も攻撃対象とするもので、㊶をとびこえ㊷が前面に出るという形で「一揆」が展開するケースが多い<sup>25)</sup>のが特徴である。㊶については従来あまり注目されていないが、広島・姫路・岡山・松山の各県の事例が知られる。いずれも旧藩主＝旧知事の留任（再任）を願ったもので、広島県下では「村々庄屋中」が中心になって「藝備御藩内百姓共不残」から願い出るという形式をとった歎願書を8月11日に県庁へ提出しており<sup>26)</sup>、同月、姫路県下でも、村役人層が中心になって組合村々単位に歎願書を「都市掛御役所」へ提出している<sup>27)</sup>ことが判明する。また、岡山県下でも、「(各郡)村々里正目代惣代共連印」「御郡中大里正共連印」「農事胥吏補」4名奥印の歎願書を「県御役所」へ提出しており<sup>28)</sup>、松山県の場合には、村役人層が中心となって旧知事の留任を要求する歎願をくり返したあと、旧知事上京後の9月下旬には、そのあとを追うように「諸郡惣代共」が上京し、その再任を要求して大蔵省まで歎願に及んでいる<sup>29)</sup>ことが知られる。提出された歎願書には、「旧恩を難去、赤子の母を如慕」（広島）「前知事様ヲ奉慕、下民一同如父母奉仰居申候」（岡山）といった旧領主との離別を惜む一文が書き添えられているが、村役人層主導の運動であることからして、旧調達金返却の問題や身分格式保持の問題も当然絡んでいたように思われる<sup>30)</sup>。

さて、右に述べた運動路線の問題に関して、広島県下の「一揆」＝いわゆる武一騒動の評価をめぐる見解の対立についてふれておきたい。一つは、有元正雄氏の闘争の二段階論<sup>31)</sup>で、闘争は中小豪農層主導による旧藩主引留め運動の第一段階から小作貧農層・都市平民層を主体とする第二段階へ移行し、地方役人層（高利貸資本家＝地主を兼ねる）への広範な打ちこわしへと発展する、という見解。もう一つは、豊田寛三氏の段階設定否定論<sup>32)</sup>で、「武一騒動は、半プロ層と没落しつつある小農層（武一郎を典型とする）によって」一貫して担われており、「闘争の主導における段階設定は必要ではない」、とする見解である。この見解の相違は、一つには、騒動の首謀者として梟首刑に処せられた山県郡有田村の武一（武一郎ともいう）を「中小豪農層」に位置する存在として捉えるのか、そうではなくて「没落しつつある小農」として把握するのか、という武一の階層的位位置に関する評価の違い<sup>33)</sup>によっているが、武一が明治4年2月に智郡局に提出したといわれる歎願書（「乍恐奉申上候御国政向口演書覚」<sup>34)</sup>）の内容——深谷克己氏は「幕藩体制下の御百姓意識に立って『仁政』を求めるもの」であったと評価されている<sup>35)</sup>——からすると、有元氏が言われる第二段階の様相とは大きな懸隔が感じられる。さらに、

三原市立図書館所蔵「郡市庶民騒擾日誌」に、「去ル<sup>(八月)</sup>十三日広島表風説」の一つとして、「広島出之者ト当度奥出之者トハ趣意大意ニ相違ひ、甚以不評判ニ御座候」という記事がある<sup>36)</sup>ことや、広島へ歎願に向っていた山県郡大暮村の割庄屋山本五郎左衛門が、その背後から居宅の焼打にあっている事実<sup>37)</sup>が存在することからしても、豊田説は成立し難いように思われる。有元説に基本的に賛意を表したい<sup>28)</sup>。なお、以下では㊸に関する諸特徴を指摘することにする。

第二に指摘できるのは、その大規模性である。参加人数は所領の規模によって大きく左右され、また記載史料により大きな差が見い出される場合も存するが、10万人近い参加者があったと想定される広島県下の武一騒動を筆頭に、万単位の参加者を数える、県下のほぼ全域にまたがる「一揆」も少なくない点が注目される（前掲表1参照）。

第三に指摘できるのは、波及性の強さである。それぞれの「一揆」は県域を越えて展開することはなかったが、様々な流言（風聞）を触媒に隣県へつぎつぎに波及し、半年ほどの間に就中中国・四国地方一帯で群発するに至っている点が注目される。8月22日付で浜田県から太政官へ提出された「廣嶋県下民庶暴挙ノ儀ニ付上表」<sup>39)</sup>に、「当管下ノ儀ハ隣接ノ地ニ付、余波ノ速ニ及ハンコヲ恐レ、深ク痛心罷在」とあり、同じく10月付で同県から史官へ提出された「管内不穩形勢ニ付増捕亡御届書」<sup>40)</sup>に、「廣嶋県下ノ沸騰ヨリシテ仄カニ傳聞候得ハ、倉敷県・高松県其外近国一揆蜂起等ノ風聞頻リニ有之、右等ヨリシテ管内ノ人心一ノ戸籍調ノミナラス、

表 6 広島県「一揆」における被攻撃者の内訳

階層 郡名	公機関	年寄	割庄屋	庄屋	組頭	長百姓	社倉 支配役	その他 人	百姓	商人	不明	計
広島市中								2		26	8	36
沼田			5	1		2	2		4			14
安芸									1			1
佐伯			1	1								2
山県	1		4	4								9
高田			5				1		1			7
高賀					1							1
高宮				1								1
三谿	1	1	3	13	3						1	22
三次		2	6	15	2		1	3				29
三恵		4	3	12	4	1	3				2	29
三奴		1	3	2			1	1	1		2	11
三世			2	1								3
甲羅	2	1	3	5								11
甲奴			3	7							1	11
御調	1	1	2							4	4	12
豊田												0
計	5	10	40	62	10	3	8	6	7	30	18	199

(注) 『広島県史』近代1 83頁所掲。

表7 福山県「一揆」における被攻撃者の内訳

内訳 郡名	区数	士族 (官員)	村方役人				その他	計
			戸長	副役	組頭・ 前庄屋	小計		
深津	25	軒 11	軒 5	軒 1	軒 3	軒 9	軒 5	軒 25
沼隈	23		19	12	1	32	9	41
芦田	13		9	7	4	20	32	52
品治	10	1	6	6	4	16	11	28
安那	19		2	2		4	10	14
神石	6							?
計	96	12	40	28	13	81	63	160

(注) 頼註00論文65頁所掲。

当秋初テノ検見其他改革ノ事件ニ付悉ク疑惑物議ニ涉リ、他県ノ拳ニ後ル、ヲ愧候様ノ人心、畢竟至仁ノ御趣意ニ馴シ人少ノ官員ヲ輕侮シ、動モスレハ恣ニ暴威ヲ以上ヲ凌候勢ニ相見ヘ」云々とあるが、そうした形勢に対する県側の憂慮をよく示す一文である。

第四は、攻撃対象についてである。すでに述べたように、当「一揆」は新政反対「一揆」としての性格を有しており、姫路県下の「一揆」では、「太政官朝敵ト申箴」が掲げられ<sup>41)</sup>、広島県下の「一揆」では、「広島御城ニ天朝菊ノ御紋附之御幕皆々おろし、当国様御印附御幕張替」<sup>42)</sup>「国境ノ領分建石、先規ノ芸州領之建石ト引替ヘ」<sup>43)</sup>とあるような動きがあったことが知られる。また、広島・福山・姫路の場合については、新たに立てられた高札も破却の対象になっていることが知られる。「一揆」勢の標的となったのは、県庁をはじめとする公機関、官員、村(町)役人、蘭方医<sup>44)</sup>、などであり、まさに新政府の役人そのものである官員の場合には、殺害されるケースも存在した。表6・表7は、被攻撃者の内訳がわかる広島・福山両県における「一揆」の被害状況を示したもののだが、被攻撃者の過半が村(町)役人である点が注目される。彼等は、「太政官付」<sup>45)</sup>すなわち新政に加担する者として、「一揆」勢によって攻撃されたのである。なお、当「一揆」は、世直し騒動としての性格も随伴しており、村(町)役人を勤めない豪農商も被攻撃対象となっている(証文などが焼き捨てられるケースも少なくなかった)。しかし、攻撃の激しさの度合いからしても、明らかに「太政官掛り合之者」<sup>46)</sup>に対する攻撃の方に重点があり<sup>47)</sup>、当「一揆」の基本的性格を新政反対「一揆」として把握すべきであると考えられる。

第五に指摘できるのは、闘争の激しさである。ここでは、それを象徴するものとして、「一揆」勢が携えた竹槍と焼打行為とに注目したい。近年、近世の「百姓一揆の作法」に関する研究の一環として「百姓一揆と得物」についての研究が進み、兵農分離の体制下、一揆勢が携えた得物は鋤・鎌といった生産用具(農具・野具)を中心とするものであったことが明らかにされてきた<sup>48)</sup>。これとは対照的に、新政反対「一揆」におけるそれは、竹槍を中心とする武器で

あったことがすでに指摘されており<sup>49)</sup>、この点は当「一揆」の場合にもはっきりと確認できる(前掲表1の得物の欄を参照されたい。竹槍を中心に、鉄砲・刀剣などもみえる)。新政反対「一揆」における竹槍登場の意味するところについては、「明治初年の一揆は、竹槍を中心とした武器によって武装し、鎮圧隊とはげしくたたかい、残忍な殺人もおこなわれたのであるが、それは近世よりも闘争が激化したからというだけでなく、闘争の激化がじつは政治権力そのものとそれを構成する役人などのすべてを絶対的な敵対者として措定することをも意味したからであった<sup>50)</sup>」<sup>50)</sup>「明治初年の一揆に竹槍が用いられるのは、民衆が新政府の役人などに端的に〈敵〉をみているからであって、洋服を着た官吏などは、『官員ト見咎メ』ただけで残忍に殺害されたりした。手足を四方からひっぱって八つ裂きにする私刑などの事例さえあった<sup>51)</sup>」という安丸良夫氏の注目すべき指摘があり、深谷克己氏は「了解不可能な『異人・耶蘇宗』政治への拒否のきびしさ<sup>52)</sup>」をそこに見い出しておられる。「一揆」勢が携えたのは殺傷可能な武器であり、現に、広島・姫路・生野県下の「一揆」では県官の殺傷が行われていることが判明し(前掲表1参照)、広島県下尾道での「一揆」に関する記録には、「竹槍にて手疵手追<sup>(負)</sup>ヒ半死半生ノモノ、何百共不知数」「竹槍にて即死之者、在町共三人」とある<sup>53)</sup>。

もう一つ注目したいのは、焼打行為である。これに関して、深谷氏は、「近世の百姓一揆にともなう打ちこわしの作法は、微塵に打ち壊すということであって、その現場に残された微塵ぶりこそが民衆の怒りの度合いの表現方法なのである。百姓一揆でも焼打ちを呼号することはあるが、それはあくまでも脅かしとしての、それだけに抜かれざる伝家の宝力としての圧力を持ち続けてきた。しかし明治にはいると、それは威嚇の手段から、実行される手段になった」と述べ、百姓一揆の「打ちこわしの作法」と対比しつつ、「焼討ちを次々とかける」のが新政反対「一揆」と「百姓一揆との違い」であると指摘されている<sup>54)</sup>が、当「一揆」の際にも、広島・松山・高松・福山・姫路・生野・岡山の7県下で焼打が実

表8 天明7年一揆(第2次蜂起)の際の被害状況

郡名	庄屋		在町商人		計
	打ちこわし	炊出し	打ちこわし	炊出し	
安那	4		1		5
品治	20	1			21
芦田	7	6		3	16
沼隈	12	7	4	3	26
分	5	2		2	9
深津	14				14
計	62	16	5	8	91

(注)『広島県史』近世2 938頁所掲。

表9 明治4年「一揆」の際の被害状況

被害郡名	被害			計
	焼打ち	打ちこわし	炊出し・未遂	
深津	軒6	軒8	軒11	25
沼隈	21	8	12	41
芦田	8	22	22	52
品治	9	11	8	28
安那	7	7		14
神石				?
計	51	56	53	160

(注) 頼註00論文66頁所掲。

行され、高知の場合には未遂に終わっていることが判明する（前掲表1参照）。表8・表9は、福山の場合について、天明7年の全藩一揆の際の被害状況と明治4年「一揆」の際のそれとをそれぞれ示したものだが、後者において焼打が新たに登場している点が注目される。標的となったのは「官員役家」<sup>55)</sup>で、焼打にあった53軒の内訳は、官員・士分の者7軒、戸長19軒、副役12軒、元庄屋3軒、組頭2軒、その他8軒となっている<sup>56)</sup>。姫路県下の場合も、標的となったのは、官舎や大庄屋・庄屋の居宅であった<sup>57)</sup>。焼打にあった者の大部分は、「太政官付」と見なされた故に焼打されたのである。近世の法制下では、「火を附候もの」は火罪、「人に被頼火を附候もの」は死罪、「頼候もの」は火罪とされ<sup>58)</sup>、百姓一揆に際しても、打ちこわしを行うことはあっても、意識的に焼打を行うようなことはなかった。しかし、慶応4年2月の上州騒動においてはじめて「意識的に焼きうち」が行われ<sup>59)</sup>、以後焼打行為は新政反対「一揆」を特色づける重要な特徴の一つになった。焼打登場の意味をどう評価すべきか、難しい問題であるが、維新変革にむけての内乱に際して、武士の戦争の作法の影響を受けたもの、と考えられないだろうか<sup>60)</sup>。

以上、「一揆」勢の得物としての竹槍と焼打行為とについてふれたが、その双方ともに近世の百姓一揆とは「作法」を異にするものであり、この面からしても、新政反対「一揆」としての性格を有する当「一揆」は、百姓一揆とは段階を画する「一揆」として評価する必要があるだろう。

#### 4 維新政府側の対応

当「一揆」について、維新政府側はどのように認識し、これにどのように対応していったのか——以下、この問題について検討を加えよう。

まず、当「一揆」に対する認識だが、この年11月、民部省の地方巡察使は、その復命書のなかで、「下民流言ヲ信シ庁事ヲ疑惑ス、其沸騰スルヤ官員ノ諭示ヲ聞カス、或ハ発砲シ或ハ放火シ又ハ拔刀槍ヲ以テ跋扈ノ所業ヲ為スニ至ル、窃ニ考ルニ今日ノ一揆ハ昔日ノ一揆ニ非シテ（謂）所流賊ナリ」<sup>60)</sup>と記している。（得物として武器を携え焼打も行う）「今日ノ一揆」は、「昔日ノ一揆」＝百姓一揆とは異なり「賊」の所業あるという認識は、地方官の場合にも共通するものであり、それは、「乱賊ノ所業」<sup>61)</sup>（福山）「反逆ノ所業」<sup>62)</sup>（浜田）、あるいは「真ニ百姓一揆ナランカ」<sup>63)</sup>（姫路）といった表現からよくうかがえる。

そうした「一揆」が、廃藩置県を断行しそして統一国家としての体制の整備をおし進めようとしていた矢先に発生したことについて、維新政府の側は強い危機意識を抱いた。広島県下での大「一揆」の発生に際して、隣県である浜田県から太政官に提出された「上表」文<sup>64)</sup>にある、「方今天下維新ノ際眼ヲ洗テ成敗ヲ窺フノ時節、如斯暴民共一層嚴重御処置不被仰付テハ何日

カ御政体ノ相立候ヲカ之レ有ンヤ、(中略)此度ノ騒擾竟ニ一県一州ノ累ニアラス、御処置ノ次第二ヨリ西陲ノ地皇威ノ立ト不立ニモ関係可致儀ニテ、最大事件ト相考申候」という一文は、(これ自体は地方官の側で記されたものであるが)「一揆」発生に際しての維新政府側の強烈的な危機意識を如実に示すものとして大いに注目される。

さて、そうした認識のもとでの、当「一揆」に対する維新政府側の対応およびそのあり方について、注目される点を以下列挙していこう。

第一は、警察力の強化である。その様子が具体的にわかる浜田県の場合、9月20日付の史官宛「強盜徘徊ニ付捕亡取立度伺書」<sup>65)</sup>に、「隣国廣嶋県ノ騒擾ニ働ヒ、遠村ニ立入、無根ノ流言ヲ以テ巧ミニ太政官ヲ誹謗シ、愚民ヲ煽動スルノ勢モ間々有之、依之手当方等心配致シ候得共、畢竟管内兵備モ無之ヲ窺ヒ斯ル所行ニ及候哉ニ被察、何トモ不堪切齒、然ルニ捕亡手設ケ方ノ儀去午十二月御達ノ趣モ有之候得共、差向キ庶民ノ疾苦且隣県ノ波及彼是難棄置儀ニ付、貫属ノ内五十員相撰一時捕亡ノ者申付手配仕候、右等ノ儀ハ御入費ヘモ関係仕候儀ニ付伺済ノ上処分可仕筈ニ候処、当日ノ危急片時モ難閣無據臨機ノ及処置候段、宜御聞届可被下候、(中略)此往トテモ捕亡ノ備無之テハ、下方恐怖ノ情ヨリ自然人心狐疑ヲ生シ、竟ニ県廳ノ手当ヲ怨望致シ候様可立至ト甚掛念候、付テハ右捕亡ノ者爾後此仮差置候様仕度候」とあり、また同10月付「管内不穩形勢ニ付増捕亡御届書」<sup>66)</sup>に、「尚又貫属ノ内ヨリ百名相撰増捕亡申付、民心鎮圧ノ為管下類ニ巡廻手配等夜白尽力罷在候」とあるように、「不穩」な形勢のもとで「捕亡」の増員がはかられていることが知られる。他県の事例については、今のところわかっていないが、12月22日付大蔵省達<sup>67)</sup>で「諸県捕亡吏」の選用法に関してその「給料并旅費諸入費」の支給基準が規定されるに至っていることからすると、浜田県と同様の動きがあったものと想定される。

第二は、「一揆」鎮圧体制の整備であり、これに関しては以下の4点を指摘しておきたい<sup>68)</sup>。

①地方官の判断による死刑執行を含む即決処分の認可。下記の10月7日付太政官布告<sup>69)</sup>にもとづく。

今般廢藩ニ付、各地方ニ於テ奸民共徒党ヲ結ビ、陽ニ舊知事惜別ヲ名トシ、恣ニ人家ヲ毀焚シ或ハ財物ヲ掠奪候等ノ暴動ニ及ヒ候モノ往々可有之趣相聞ヘ、朝旨ヲ蔑視シ国憲ヲ違犯シ候次第、其罪不輕候條、管内嚴肅ニ取締即決処置懲戒ヲ可加候、萬一手余リ候節ハ所在鎮台ヘ申出、臨機ノ措置ニ可及候事

さらに、これを受け10月9日付で広島県から提出された「右は死刑たりとも不奉伺即決処置仕不苦儀と相心得候へども如何御座候哉」という伺に対して、史官が、「伺之趣死刑たりとも即決処置可致事」と指令していることが知られる<sup>70)</sup>。これによって、厳格な処刑も、司法省官員の裁判によらず、きわめて短期間のうちに行うことが可能になったのである。

②最奇の県相互間の連繫。具体的には、9月19日付で「散走」した「巨魁の者共」の捕縛方

を広島県から山口・岩国・浜田・福山・松江・鳥取・高梁・倉敷・中津の9県へ依頼している<sup>71)</sup>こと、10月下旬に管下で「一揆」が勃発しようとした際に山崎県から最寄の3県へ「差押人数」の派遣を要請している<sup>72)</sup>こと、12月23日付で高知県から宇和島・松山の両県へ県内で「一揆」が発生したことを通報し、「就ては其御管内へも差響候儀も難計」として注意を促している<sup>73)</sup>こと、が知られる。これは、近世後期（明和期）以降の百姓一揆鎮圧方式<sup>74)</sup>を踏襲したものであり、当「一揆」の波及性に対応する動きとして評価することができよう。

③県と鎮台との連繫。維新政府は、8月20日に、先に設置していた2鎮台を廃して新たに4鎮台を置き、それぞれの管地を定めた。4鎮台とは、東京（新潟・上田・名古屋に分営）・大阪（小浜・高松に分営）・鎮西（小倉なるも当分は熊本，広島・鹿児島に分営）・東北（石巻なるも当分は仙台，青森に分営）の4カ所で<sup>75)</sup>、当「一揆」と関係する所は、大阪本営と高松分営、それに広島分営である。「一揆」の鎮圧方法について、太政官は、先述した10月7日付布告において、「萬一手余り候節ハ所在鎮台へ申出臨機ノ措置ニ可及候事」と指示しており、さらに兵部省は、11月23日付の「達」<sup>76)</sup>で、「今般諸道へ鎮臺ヲ被置候ニ付テハ、向後各府県ニ於テ非常之景況有之節ハ、直ニ当省及ヒ其所管鎮臺へ可届出、若シ時變急遽ニ臨出兵請求等之儀ハ勿論右同様速ニ可伺出事、但時機不得止節ハ其所管鎮臺へ申出造次之取計及ヒ候儀ハ不苦候得共、追テ当省へ可申出、尤東京鎮臺ハ時機緩急ニ不拘都テ当省へ可伺出事」と、「非常之景況」の際の出兵要請方法を定め、指示している。このような指示のもと、たとえば明治5年1月14日に、大阪鎮台高松分営から管下の名東・香川・松山・宇和島・高知の各県庁へ、「当分営軍備既に相整候に付ては、地方官之命令を抗し、説諭をも不聞入、無根之浮説を唱へ、良民を誘導し、党を結び、兵器等を携へ所々暴行地方を騒し候杯、畢竟朝憲を不怖所業に付、向後右等之悪徒有之に於ては、不得止兵権を以可鎮圧兼て兵部省より申達相成候趣も有之、旁於各地方右様變動之景況有之候節は、神速当分営へ御報告可有之、併し当分之内は毎月動靜御申越相成度」と「廻達」している<sup>77)</sup>ように、「一揆」に対処すべく、県と関係鎮台間の連繫がはかられていったのであり、これより先、軍隊の出動によって鎮圧された「一揆」も少なくなかった。ただし、その過程で、4年12月2日付で豊岡県から史官へ提出した「県下常備兵ノ儀ニ付建言」<sup>78)</sup>に、「抑土地ノ変乱ハ起伏如雲、事発スルニ當リ、急ニ鎮台へ稟議候其行程数十里、決シテ其機ニ投スルヲ得ス、兵士跋涉ノ勞アリテ、制圧尺寸ノ補ナク、奮ニ其人ヲ苦メ其財ヲ費シ候而已ト存候」と述べられているような問題も、表面化するに至ったのである。

④府県の統合。11月に府県の統合が行われ、3府302県から3府72県に改められたが、「強き府県」の創出をねらったものと評価できよう。

⑤「一揆」の「附和随行者」者の処分の法制化。明治3年制定の『新律綱領』の「兇徒聚衆条」では、「附和随行者」者については「論スル勿レ」として処罰しない定めであったが、5年8月3日付の太政官布告<sup>79)</sup>で、「兇徒聚衆ノ律内附和随行者ハ論スル勿レト有之候処、自今

改テ違令ノ軽重ニ照シ贖罪可申付事」と改定された。「一揆」の大規模化に対応した措置といえるが、これについては5年に入って以降の「一揆」情勢についての検討がなお必要である。

第三は、「一揆」鎮圧の姿勢についてであるが、これに先立って近世の百姓一揆に際しての幕藩領主のそれについてふれておこう。福山藩領で天明6年末から翌年2月にかけて発生した全藩の大一揆についての記録文学とも言うべき『安部野童子問』には、この問題に関わる大変興味深い記述がある<sup>80)</sup>。一揆鎮圧のために輦方面へ出動した「弓馬無双」の物頭役近藤繁左衛門は、一揆勢に圧倒されて這々の体で福山へ逃げ帰り、次のように述べたという。

近藤氏<sup>(山)</sup>福岡エ帰り、扱テ百姓トモノ躰聞シヨリモ大勢、強気ノ者共多く、殊ニ石ツフテヲ打ツケル故、是マテ数度各追立ラレシモ断り也、拙者モ今日既ニ一命危キ計リナリ、此上ハ容易静リマシキ、已来ハ百姓切り捨御免アラバ拙者参リ静謐ナサシムヘキカ、御免ナクバ此役義御断申ヘクト、ニガリ切テ云レケル

『安部野童子問』には、さらに続けて次のような記述がある。

一座ノ面々モ弓馬無双ノ近藤サヘ斯辛キ目ニ逢フ程ナラハ、已来唯人カ此騒動ヲ鎮ムベキ、サリトテハ又切捨ノ<sup>コ</sup>ハ<sup>ハ</sup>夢々叶ヘカラズ

周知のように、幕府は、明和6年1月中旬に、上方筋での一揆の高揚＝激化に対処すべく、一揆鎮圧に際して取鎮め難い場合には飛道具を用いてもよいとの有名な法令を発した<sup>81)</sup>。従来姿勢（「飛道具用ひ候儀は可為無用候」）から大きく転じた指令内容であるが、この法令は全国令ではなく局地令であり、この後も一揆鎮圧に際しての飛道具の使用はきわめて制限的であった<sup>82)</sup>。まさに百姓は「国の宝」であり（「農は納なり」）、百姓の反抗＝一揆に際しても「切捨ノ<sup>コ</sup>ハ<sup>ハ</sup>夢々叶ヘカラズ」というのが幕藩領主の基本的立場であったと言えよう。

一方、当「一揆」鎮圧に際しての維新政府一県当局の姿勢は、これとは大きく異なっている。「及乱暴候ハ、無ニ念可打払」<sup>83)</sup>（10月、久美浜県）「暴行する者は切捨之可為勝手事」<sup>84)</sup>（12月、高知県）との方針が打ち出され<sup>85)</sup>、これを受けて現実に「一揆」鎮圧に際して発砲（や切捨）が行われ、多数の死傷者を出すケースも出現するに至っているのである（前掲表1参照）。その後には、農民闘争の新たな段階への到達があり、「今日ノ一揆ハ昔日ノ一揆ニ非シテ所流賊ナリ」とする維新政府側の認識があったのである。

以上、当「一揆」に対する維新政府側の対応のあり方について、ハード面を3点指摘したが、以下ソフト面についても列挙しておこう。

第一は、司法制度の整備による「人民」の「訴訟」権の体制的承認である。5年11月28日に出された司法省達<sup>86)</sup>において、「地方官及ヒ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺等ニ付之ヲ壅閉スル時ハ、各人民ヨリ其地方裁判所エ訴訟シ、亦ハ司法省裁判所エ訴訟苦シカラサル事」（第2項）「各人民ニテ地方裁判所及ヒ地方官ノ裁判ニ服セサル時ハ、司法省裁判所エ訴訟苦シカラサル事」（第6項）とあるような「各人民」の控訴権が公認されたのをはじめ、暴力によってではな

く、「被支配人民の側から公的ルートで新政策に対する不平・不満・抵抗を訴訟という形で反映させる」道が開かれていったのである<sup>87)</sup>（この問題については、5年以降の「一揆」情勢との関わりでさらに検討する必要がある）。

第二は、民衆教化政策の展開である。異人問題を中心とする様々な流言が「一揆」発生のバネになっていた点については先に述べたとおりだが、ここでは、流言という形で表現された民衆の新政に対する疑惑を解き、「一揆」の鎮静をはかり、さらに民心の安定をはかるために、各県（あるいは旧知事）から管下へ「告諭書」（「教諭書」、難しい文字には仮名が付されているものが多い）が配布されている点にまず注目したい。現在までに見出すことができたのは、論文末の史料集に収載している広島・吉田・大洲・松山・福山・飾磨・岡山の7例だが、そのなかで、日本は神国であり、天皇（「天子様」）は「天津御神ノ御子孫」で「万世一系」の「生神」（「現神」）であること、「日本国中ノモノハ天子様ノ御子」で「日本の国は海山草木までことごとく朝廷之御物」であること、そして「太政官は朝廷の御役所にて何事も天子様の思召を承て取計ふ所」で、「異人にまけぬ様異国の後につかぬ様にとの天子様の深き御主意」にしたがって政治が行われている、といった点などが強調されている<sup>88)</sup>。「太政官ハ異人カ政事ヲ取扱処」という、民衆の維新政府＝異人観に対応しようとするものであったと見なせよう。

これと関連して、岡山県では、11月15日に告諭所を設け、「郷中市中ニ令シテ一月六次庶民ヲシテ出席セシメ、朝廷ノ御旨趣ヨリ世態ノ変遷ニ至ルマテ、今日開化ノ進歩スルユエンヲ開論」している<sup>89)</sup>こと、同月、浜田県では、「管内愚民」の説諭のため「神道講釈ニ達シ候者」＝山口県吉敷郡秋穂村八幡宮社人落合蔵之助を招き巡村させている<sup>90)</sup>こと、が知られる。

第三は、天皇の西日本巡幸の実施である（これは第二の点と関わる）。明治天皇は、明治18年までに、6度の地方大巡幸を行っているが、その皮切りが同5年の西日本への巡行であった（5月23日に東京を出立し、鳥羽→伊勢神宮→鳥羽→紀伊大島→大阪→伏見→京都→孝明天皇山陵→伏見→大阪→神戸→多度津→下関→長崎→熊本→鹿児島→熱海→品川を経て、7月12日に帰着）。陸軍省の建議によるものといわれるが、そのねらいについて次の点が指摘されている<sup>91)</sup>。

方今大政一新し、治教休明なり、宜しく全国を巡幸して地理・形勢・人民・風土を観察し、万世不拔の制を建てらるべきに、未だ其の挙あらざるは盛世の一大闕点なりとす、（中略）方今天下漸く定まると雖も、僻邑遐陬に至りては、未だ全く朝憲の嚮ふ所を知らず、随ひて王化亦洽からず、此の際因循機を失はゞ、天下益々疑惑を抱き、開化進歩の上に障碍あらんも測るべからず、今断然此の盛挙を執行せば、億兆必ず其の所を得て、朝意奉戴の念愈々厚からん

まず西日本が最初の巡幸の地として選ばれた大きな理由として、明治維新に功献した薩長をはじめとする討幕派勢力の根拠地を含む地域であったことがあげられるが、ここではあえて、既述した浜田県から太政官への「上表」文にみえる「此度ノ騒擾竟ニ一県一州ノ累ニアラス、

御処置ノ次第ニヨリ西陲ノ地皇威ノ立ト不立ニも関係可致儀ニテ、最大事件ト相考申候」という一文の趣旨との関わりを想定したのである。ちなみに、『明治天皇紀』には、天皇が下関に立ち寄った折の様子について、次のように記されている<sup>92)</sup>。

浜田県権令佐藤信寛を召見して管下に於ける震災の状況を問ひたまひ、待従長河瀬真孝をして救恤のため御手許金三千圓を下し賜ふ旨を口達せしめられる。浜田県下に震災のありしは二月六日にして、全壊家屋四千余戸、焼失家屋二百三十戸、死者五百三十余人に及ぶ。信寛聖恩に感激して俯伏涕し、待立の臣僚等亦覚え衣襟を湿す、之を伝聞せる浜田の人民等、下関に馳せ集まりて跪拝し、天恩を奉謝せりと云ふ

ただし、史料の性格上、その効果のほどについては、割り引いて考える必要がある。

以上、当「一揆」に対する維新政府側の対応のあり方について、ハード・ソフト両面にわたって指摘したが、最後にもう一点、「一揆」の鎮静過程で村ごとに請書の提出が命じられ、村の組織を介して「一揆」の鎮静がはかられようとしていった<sup>93)</sup>点についてもここで付言しておく。

### おわりに

以上、廃藩置県の直後、明治4年の8月から12月にかけて、西日本一就中中国・四国地方一で群発した「一揆」全体を視野に入れ、その発生・展開過程の特質を明らかにするとともに、「一揆」に対する維新政府側の対応のあり方についても論及してきた。

最後に、残された課題を2点指摘し、本稿を終えることにしたい。

第一は、旧藩主引留め「一揆」＝新政反対「一揆」が、廃藩置県の直後に、なぜ西日本、就中中国・四国地方で群発するに至ったのか、逆に言えば他の地方ではなぜほとんど発生しなかったのか、特に同じ西日本に位置しながら畿内ではなぜ発生しなかったのか、という問題の究明である<sup>94)</sup>。この問題を解こうとする際には、開港の影響のあらわれ方の地域差（綿業地帯か養蚕・製糸地帯か）、戊辰戦争への関わり方とその影響の差（東国諸藩と西国諸藩との差）、領国地域と非領国地域との差（中・中国と畿内との差<sup>95)</sup>）、天皇・朝廷に対する認識の地域差（畿内と他地域との差）、といった点が切り口になるように思われるが、それらを総合してこの問題についての詰めが必要である。

第二は、この後の「一揆」への展望である。周知のように、西日本では、この後明治5～6年にも新政反対「一揆」が多発しているが、それらの「一揆」は「血税一揆」の語に象徴されるように流言をバネに発生したものが多く<sup>96)</sup>、5年12月～6年1月の大分県「一揆」、6年6月の鳥取県「一揆」・福岡県竹槍「一揆」のように旧知事再任要求を含むものもけっこう存在する<sup>97)</sup>など、廃藩置県直後の「一揆」との共通性（連続性）が見い出される（このことは先述し

## 廃藩置県と民衆（谷山）

た維新政府側の民衆教化政策が奏功していないことを示すものである）。この点をふまえて、明治5～6年にかけての維新政府の支配と西日本の民衆の動向を具体的にあとづけることが、残されたもう一つの課題である。

- 1) 彼らは版籍奉還によって知藩事となっていたが、当「一揆」の性格からしてこの表現のほうが適切であると判断して用いた。
- 2) 一揆に括弧を付けたのは、後述するように、近世の百姓一揆とは異なる要素も強く帯びているからであり、騒擾という用語におきかえてもよい。
- 3) 『百姓一揆の研究 続篇』所収213～214頁。
- 4) 『続百姓一揆の研究』所収238頁。
- 5) 新版『岩波講座日本歴史』14（近代1）所収283～284頁。
- 6) 好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』、上杉聰『明治維新と賤民廃止令』第5～7章、石瀧豊美「『解放令』反対一揆における民衆意識をめぐって」（『部落解放研究』56）、など。ただし、上杉氏の場合は、「『部落解放反対騒擾』は『新政反対一揆』の一部であり、後者のうちで部落問題を含むものである」との見解を示されている（前掲書334～335頁）。
- 7) 佐々木潤之介『幕末社会論』、同『世直し』、同「幕末の社会情勢と世直し」（新版『岩波講座日本歴史』13〈近世5〉所収）、など。
- 8) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』、広田昌希『文明開化と民衆意識』、佐竹昭広『酒呑竜子異聞』、川村邦光『幻視する近代空間』、今西一「新政反対一揆と民衆の想像力」（『花園史学』12）、など。なお、広田氏は、当「一揆」を含む新政反対「一揆」を「文明への反乱」として位置づけられている（前掲書187頁）。
- 9) 当「一揆」に関する史料も収録した比較のまとまった史料集としては、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』、『日本庶民生活史料集成』第13巻、日本近代思想大系『民衆運動』、長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料』第5巻、兵庫県部落史研究委員会編『兵庫県同和教育関係史料集』、愛媛近代史文庫編『明治初期農民運動史料』、などがある。なお、自治体史の史料編についてはここでは省略する。
- 10) 主要な先行研究を以下県別にあげておこう。
  - 〈広島〉 高島主孝「武一騒動に関する一考察」（『芸備地方史研究』12）、武井博明「明治四年一揆における武一の階級的基盤」（同67）、有元正雄「広島県における明治期の農民闘争」（同74・75）、一色征忠「明治四年一揆（武一騒動）の一史料をめぐって」（同91）、豊田寛三「広島藩における『世直し状況』と『武一騒動』」（佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』下所収）。
  - 〈福山〉 有元前掲論文、頼祺一「『世直し』情勢下の『支配』の特質と諸階層の動向」（前掲『村方騒動と世直し』下所収）。
  - 〈大洲〉 景浦勉「明治四年の大洲農民騒動について」（『伊予史談』176）、同『伊予農民騒動史話』。
  - 〈松山〉 景浦前掲書、高市光男「久万山・久米騒動の展開」（『愛媛近代史研究』6）。
  - 〈高知〉 小野武夫「土佐の脂取一揆」（『維新農民蜂起譚』所収）、平尾道雄「土佐農民一揆史考」。
  - 〈姫路・生野〉 小野寺逸也「明治四年播但農民一揆について」（『部落問題研究』25、のち鈴木良編『部落問題の史的究明』に所収）、阿部真琴「播但農民一揆と賤民解放令」（『徳川林政史研究紀要』1975年度所収）、前嶋雅光「明治四年播但一揆の一側面」（『兵庫史学』63）、宮前千雅子

- 「明治四年生野県一揆について」(『部落解放研究』56)、今西一「『解放令』と農民闘争」(『部落問題研究』106)。
- 11) すでに註記したもののほかに、木戸田四郎「維新期の農民一揆」(旧版『岩波講座日本歴史』15〈近代2〉所収)、今西一「形成期天皇制国家と農民闘争」(『部落史の研究』近代篇所収)、松田之利「維新変革における民衆」(『講座日本歴史』7〈近代1〉所収)、深谷克己「世直し一揆と新政反対一揆」(前掲『民衆運動』解題)、松尾正人『廃藩置県』、など。
  - 12) 筆者が本研究に取り組もうとするに際して刺激を受けたのは、1989年度の2つの研究大会報告であった。1つは歴史学研究会大会での三宅紹宣氏の報告「幕末・維新时期における諸階層の対外認識」(『歴史学研究』599に収録)、もう1つは日本史研究会大会での茂木陽一氏の報告「大小区制期の民衆闘争」(『日本史研究』333に収録)である。ともにそれぞれのテーマについての優れた研究であるが、前者については民衆の対外的危機意識の展開のあり方を国家の支配体制の変化(特に明治初年の集権化—廃藩置県への動き)との関わりであとづけるという視角を欠いている点に気がかり、明治6年の新政反対「一揆」についての包括的研究である後者に関しては、その前史をなす廃藩置県後の「一揆」についての研究の深化の必要性を感じた。そうした想いが本研究の背景に存したことをここで付記しておく。
  - 13) 前掲『明治初期農民運動史料』13頁。高市前掲註10論文23頁。
  - 14) その一部については、今西前掲註8論文ですでに紹介されている。なお、本文に引用した史料のうち註記なきものは本論文末の史料集に収録している史料であり、出典等についてはそちらを参照されたい。
  - 15) 以下の幕末期に関する叙述に際しては、頼祺一「民衆思想論」(『講座日本近世史』9所収)、三宅前掲註12論文、同「幕末・維新时期長州藩における民衆意識」(『山口県地方史研究』63)、を参照した。なお、史料引用は伊予国越智郡井ノ口村「藤井此蔵一生記」(『日本庶民生活史料集成』第2巻所収)による。
  - 16) 三宅前掲註12論文121~122頁。
  - 17) 安丸前掲註8書273頁。
  - 18) この用語は、深谷克己氏が前掲註11論文437頁ですでに使用されている。
  - 19) この点については、すでに上杉聰氏の指摘がある(前掲註6書368~370頁)。また、福山県「一揆」について分析された頼祺一氏は、「一揆勢が『願筋』=要求がないといっていることが注目される。(中略)『願筋』がないとは問題が存在しないということではなく、権力にたいして現実の問題解決を期待していないということになる」と述べられている(前掲註10論文66頁)。
  - 20) 「専修念仏の一神教的な性格をもつ真宗は、ほかの宗派以上に廃仏毀釈の趨勢に敏感」で、同じく真宗地帯であった広島県下でも、要求としてはあがっていないが、「一揆」の際に神葬祭を行う家への攻撃が行われている(深谷前掲註11論文433~435頁参照)。
  - 21) 林前掲註3書237頁。
  - 22) 広島県下でも、「太政官江ハ当御年貢米得相納不申、先知事様御再職被為成候迄ハ村方へ取立置、百姓共番仕居可申旨専ら申值候様相聞申候」と平賀隆右衛門が記しているような動きがあり、清末県下の願書にも、「知事様御帰り迄ハ御年貢預り置度候事」という一項を見い出せる。
  - 23) 明治4年10月23日津山県庁布告(『岡山県史』第28巻、61頁所収)。
  - 24) 明治4年11月広島県庁布告(『広島県史』近代現代史料編I、259頁所収)ほか。広島では、この2年前にも「徳政平均」「田畠貧富平均」の流言が流れている(豊田前掲註10論文90~91参照)。
  - 25) 高知県下の山間奥地を中心に発生した「脂取一揆」の場合は、一貫して旧郷土層の主導のもとに展開されており、様相を異にしている。農民層分解のあり方の差を考慮する必要があるだろう。

廃藩置県と民衆（谷山）

- 26) 『明治初年農民騒擾録』375～376頁。
- 27) 明治4年8月「奉指上歎願書之事」（『姫路市史』第12巻，30頁所収）。
- 28) 明治4年8月「乍恐奉歎願口上」（『岡山県史』第28巻，48～50頁所収）。
- 29) 詳しくは，高市前掲註10論文を参照されたい。結局，旧知事再任の要求は認められず，惣代達は，「御呵を蒙り，御諭に預，帰国」（『藤井此蔵一生記』）した。
- 30) この点については，広島県下での「一揆」に関し，「涙金」の問題に着目した有元正雄氏の指摘がすでにある（前掲註10論文2～3頁）。
- 31) 有元前掲註10論文。
- 32) 豊田前掲註10論文。
- 33) 有元氏は，武一は「一町二，三反の田地を所有し，農業を主とし，旅人宿の看板を掲げ，煙草の売買」をしていたという郷土史家名田富太郎氏の指摘（『広島県武一騒動録』）に依っておられ，豊田氏は，武一家の村内所持石高が天保9年には2・708石，安政7年には1・378石であったことをふまえて立論されている。
- 34) 武井前掲註10論文21～24頁所掲，ほか。
- 35) 深谷前掲註11論文433～435頁参照。
- 36) 『御調町史』604頁参照。
- 37) 明治4年8月「郡中百姓騒動二付筆記」（『広島県史』近代現代史料編Ⅰ所収，223頁）。
- 38) 筆者は，氏の闘争の2段階論には賛成だが，中小豪農層が主導したと評される第1段階の運動に，割庄屋層（氏の表現で言えば地主豪農層に属す）も関与している点を見落してはならないと思う。
- 39) 国立公文書館所蔵「公文録諸県之部」所収。
- 40) 同上。
- 41) 明治4年10月17日「（兵庫詰より大坂詰へ之書翰）」（北海道立文書館所蔵「開拓使公文録」，『姫路市史』12巻所収，43頁）。
- 42) 「御形勢諸控」（『廿日市町史』資料編Ⅲ所収，418頁）。
- 43) 明治4年8月「（尾道町一揆の聞書）」（『広島県史』近代現代史料編Ⅰ所収，247頁）。
- 44) 大洲県下の「一揆」の際，蘭方医2軒が打ちこわしにあっている（『大洲市誌』222頁）。
- 45) 明治4年8月13日「覚」（『広島県史』近代現代史料編Ⅰ，238～239頁所収），同9月～10月「（御調郡筋原村居宅焼払いにつき注進）」（同，251～254頁所収），明治4年「国家扣はしら」（『府中市史』史料編Ⅲ近世編下，205～236頁所収），など。
- 46) 註41と同。
- 47) 福山県下の「一揆」の場合を例にもう少し述べておくと，前掲「国家扣はしら」に「当度之義（戸長・副役）ハ戸副を悪ミ乱妨か主と相成候」「戸長副役之家毎無難家稀なり」といった記事が見い出され，焼打にあった家のうち官員を除く大部分が戸長・副役の家である（本文参照）。
- 48) 斎藤洋一「武州世直し一揆のいでたちと得物」（『学習院大学史料館紀要』創刊号），藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』後篇第1・2・4章。
- 49) 安丸前掲註8書，深谷前掲註11論文，藪田前掲註48書，など。明治6年の筑前「竹槍一揆」の呼称は象徴的である。
- 50) 安丸前掲註8書281頁。
- 51) 安丸『『世直し状況』下の民衆意識』（『日本民衆の歴史』5所収）225頁。
- 52) 深谷前掲註11論文438頁。
- 53) 註43と同史料，251頁。
- 54) 註52と同。

- 55) 福山市芦田町宮崎家所蔵「永代記録」に、「官員役家ハ皆悉焼払可申気合」とある。
- 56) 前掲「国家扣はしら」の記載をもとに頼祺一氏が作成された表（「明治四年備後一揆郡別被襲者」前掲註10論文44～50頁所掲）によって集計した。
- 57) 小野寺前掲註10論文123～126頁参照。
- 58) 『公事方御定書』の「火附御仕置之事」による。
- 59) この点については、京都大学人文科学研究所佐々木克研究班で報告した際に示唆をうけた。
- 60) 広田前掲註8書184頁所掲。
- 61) 明治4年10月「(福山県庁告示)」(『府中市史』史料編Ⅲ近世編下所収, 241頁), 『岡山県史料』54「小田県歴史」の「元福山県人民暴動」(『広島県史』近代現代史料編Ⅰ所収, 260頁)。
- 62) 註39と同。
- 63) 明治4年10月28日「(宮津県探索方報告書状)」(『姫路市史』12巻所収, 48頁)。
- 64) 註39と同。
- 65) 国立公文書館所蔵「公文録諸県之部」所収。
- 66) 註40と同。
- 67) 『法規分類大全』27(警察門), 276頁所収。
- 68) ①と⑤の点については、茂木前掲註12論文84～85頁ですでに指摘されている。
- 69) 『太政官日誌』第5巻, 358頁所収。
- 70) 『明治初年農民騒擾録』391頁。
- 71) 同上381頁。
- 72) 明治4年11月14日「元山崎県百姓トモ強願申立候儀ニ付御届」(『兵庫県同和教育関係史料集』第3巻, 1182頁所収)。
- 73) 平尾前掲註10書, 115頁所掲史料。
- 74) 明和6年正月の百姓一揆弾圧令において、幕府は、「最寄」の領主相互の連繋による一揆鎮圧を指令している。
- 75) 松下芳男『改訂明治軍制史論』(上)94頁参照。
- 76) 『法規分類大全』45(兵制門1), 48～49頁所収。
- 77) 平尾前掲註10書, 116～117頁所収史料。
- 78) 『兵庫県同和教育関係史料集』第3巻, 1180～1181頁所収。
- 79) 『法規分類大全』54(刑法門1), 232～233頁所収。
- 80) 『府中市史』史料編Ⅲ近世編下所収, 186頁。
- 81) 山田忠雄『一揆打毀しの運動構造』70～74頁, 谷山「明和六年百姓一揆弾圧令ニ飛道具使用許可令発布の背景」(『田原本の歴史』7号), など参照。
- 82) 山田前掲註81書72～74頁, 小椋喜一郎「百姓一揆の思想と行動の特質は何か」(『争点日本の歴史』5所収)211～212頁, など参照。
- 83) 「十月十六日朝生野ノ変相聞候ニ付直ニ差出候村触写」(『兵庫県同和教育関係史料集』第3巻, 1180頁所収)。
- 84) 小野前掲註10書170頁所掲。
- 85) これより早く、明治3年の長野県下の騒擾の際にも、「御用出張の中村弾正権大巡察より、天朝にて建置る、県庁を焼き、天朝の官員に迫り犯すは朝敵なり、之を賊視して可撃殺との内意」が示されていることが知られる(『明治初年農民騒擾録』165頁)。
- 86) 『法令全書』所収。
- 87) 茂木前掲註12論文85～86頁参照。

## 廃藩置県と民衆（谷山）

- 88) 深谷氏は前掲註11論文で、「『浮説』も、『御一新』の考え方を普及させる機会として活用された。（中略）太政官とは『天子様』が臨座して『日本国中の大御政』を総覧する役所で、朝廷と同義である、『異人が来て日本の御政事を自由にする所』ではなく、異人に人民が辱められないための太政官であることが説論のなかで強調された」（436頁）と指摘され、松尾氏は前掲註11書で、姫路県の告諭書では、「天皇の宗教的・伝統的な権威をくりかえし説いている。天皇の存在を、旧藩知事をも超越する絶対的な支配者と強調していた」（183頁）と述べられている。
- 89) 『岡山県史稿本』上、68～69頁参照。
- 90) 明治4月11日「管内愚民為説論講談師巡村申付候御届」（国立公文書館所蔵「公文録諸県之部」所収）。
- 91) 『明治天皇紀』第2、674～675頁。
- 92) 同上、706頁。
- 93) 広島・福山・岡山の各県の事例が知られる。
- 94) この問題に関して、深谷氏の、「新政反対一揆としての特徴をよりよく示しているのは、異人支配、耶蘇教強制に反対して激化した一揆のほうである。それらは、典型的な世直し一揆とは逆に、東海・北陸より西で起こっている。鎖国・海禁体制の確立以前はむしろその2つの要素をより深く受容していた地域が、近世を通過してみるとかえってより強い反発を示すほどに、価値観のなかでのキリタン排除がすすんでいたのである」という指摘（前掲註11論文432頁）があるが、それだけでは説明としては不十分である。
- 95) 畿内の場合、天領や旗本領が多く、維新政府の成立直後の時点ですでに直轄府県に組みこまれていたところが多かった。
- 96) 茂木前掲註12論文、など参照。
- 97) 安藤保「豊後地方における幕末・維新期の農民闘争」（『村方騒動と世直し』下所収）、茂木前掲註12論文、石瀧前掲註6論文、など参照。

## 史料集

### 1 流言

<新谷>

(明治四年)  
八月三日

#### 布告

此節薬品中或ハ西洋医水薬等又ハ川々井水ニ毒有之哉之流言広まり、人心疑を生し服薬等不致もの有之哉ニ相聞ヘ以之外之事ニ候、右様之義決而無之様安心可致候、万一事を好んで右様流言致候者有之候ハ、可届出候、且里長町老々疑惑之人民江ハ精々説諭可有之筈、若シ又長するもの疑惑有之候ハ、説諭可致候間、県庁へ早々可罷出候

一、洋医漢医共各治療之法相立人命を助ん為め也、必両医共無疑治療を受可申候

一、人勾引ト唱ヘ子供を取もの有之、夜分杯竊カニ連帰候杯申触之候者有之趣、全く流言

ニ而是等之義決而無之由、何その間違の申出候事、なるへく安心致候様郷町役場の可申論候

一、葉買之類或はやしと唱へ候者村々徘徊種々之流言致候趣ニ付見合次第早々ニ召捕可差出候

右辺之義更ニ無謂事故、無懸念業ニ安し各出精可致事

新谷県

(「新谷藩日誌」『愛媛県史資料編幕末維新』所収604頁)

<広島>

①一、涙銀ト唱へ三千両トカ総百姓へ御恵被下シ処割庄屋手元へ取込下方へ相渡不申云々ノ流言

一、上ヨリ割庄屋へ桐ノ箱被渡宿ニ所持イタシ其内、耶蘇宗ノ秘仏納メ有之全ク庄屋共ハ太政官ノ手先ナルヨシ云々ノ流言

一、自今年貢取立枡一斗二升ハ三杯ノ取立ニ相成往ク先キ立行兼ヌル云々ノ流言

一、女子十五歳ヨリ二十歳迄ノ者并ニ飼牛等異人へ売渡ニ相成内密割庄屋共へ申渡出来居ル趣云々ノ流言

一、持成田畑爾後八畝割ニテ年貢取立相成トノ流言

一、太政官ハ異人カ政事ヲ取扱処ニシテ、異人ハ女ノ血ヲ絞リテ飲ミ牛ノ肉ヲ食トシ常々猿ノ如キ着物ヲ着シ居ル赴ニテ、已ニドコソコニ数人ノ毛唐来リ現ニ血ヲ飲ミツ、アリシ処ヲ見タルモノモアリ云々ノ流言

一、酒造醬油造油稼馬口労等ノ冥加金并水役ノ事苦情申立ツルヨシ云々ノ流言

(「明治四年世羅郡百姓一揆顛末書」『日本庶民生活史料集成』第13卷所収617~618頁)

② 頭書

一、千石之村ニ当リ女壺人牛壺正宛差出候様被仰出有之哉之事

一、右女ト牛者異人江御渡しニ相成候哉之事

一、右世話料として金二万両歟当郡役人江相渡り候由之事

一、竹之丸様御涙銀御下ニ相成居候哉之事

右之御廉々百姓共懸念奉存候趣ニ付、有懸御伺奉申上候、以上

未八月廿六日

市飯田村庄屋 平賀隆右衛門④

末田成二様

(広島大学文学部国史研究室所蔵平賀家文書)

③ 頭書

一、朝政を恐候趣意ハ、此先色々御新政出席民之累ひニ相成可申、中ニも千石之村ニ当リ女壺人牛壺正宛差出せ候様被仰出、其世話料として金二万両とか当郡役人へ相渡り候由、

廃藩置県と民衆（谷山）

右女ト牛ハ異人へ被遣候よし、風説仕、畢竟夫等二よつて朝廷を恐多くも鬼の如く嫌ひ候事之様被相考申候、既ニ広島表同様之説も女子共も相交り歎候由も承り申候、依而私共愚考仕候処ニ而者、ケ様成御政事可有之様無之と存、色々村方之者共説論仕候得共、腹底私共申聞候のミニ而ハ安心得不得不仕哉ニ而、(中略)断然と安心仕候様被仰談、願クハ御書下ニ而も被成遣候ハ、一糸人氣居り合至り可申候哉と奉存候

一、前段之次第ニ而、大政官江ハ当御年貢米得相納不申、先知事様御再職被為成候迄ハ村方へ取立置、百姓共番仕居可申旨専ら申值候様相聞申候、是等ハ奥郡頭分之者申通し候哉ニも相聞申候、当度御談之御趣意感服ニ至候上者、夫等之義も御筋合御説論被為成置被遣度事ニ奉存候

右愚考之儀御内密奉申上候

以上

(㊸と同)

<大洲>

㊸明治の初年痢病や痘瘡が流行し死するものが多くあつたがその当時鎌田さんが種痘を取扱つて居られました。中には或時誤つて熱のある小児に種痘して一層の苦悩を与へて死亡したことがあつたとかで種痘は人を殺すためにするのだと云ふ噂がパツト立つて恐怖致しました。明治になり廃藩置県の結果軍隊が新に組織されて軍用筒などは大洲で払下になり軍馬の必要もなくなつたのに軍馬や馬糧を出せ麻や綿を持つてこいなどと云つて苛斂誅求するのは不当であると云ふ不平も起りました。又我国には外国から借銭が多くて今にも四国は第一に外国に取られるのだと云ふ風説が旺んに宣伝せられた。そこで百姓は斯様のことで立ち行かぬ以前お福といふのが一揆を起したが説論に止まつて張本人はお咎めないですんだ。今一揆を起したら種痘もやみ百姓は安楽になるから早く一揆でも起せばよいがと到る所で噂せらるゝに至つた。以上の風説は誰云ふとなく領内全般に伝つて人心恟々たるものがあり何時何処より百姓騒動が起るかも分らないといふ状況に立ち至りました。

(「大洲騒動の回顧」『明治初年農民運動史料』第1輯所収88～89頁)

㊹天成哉時成哉明治四年辛未ノ年大洲領百姓騒動出張之次第を尋るに、其才八月ニ至り世上悉風説倍々盛んニ成在中一統人氣狂ひ、其訳如何といふに、上躰より植疱瘡致し候様被仰出疱瘡治ぬ子供者是(○原本欠損)医師の方へ連来可申、若連来不申候ハ(○中欠)催促有之いやといへば呵くを(○中欠)受無理無体ニ植候様申事故、尚(○中欠)其内不得止植て貰候子供(○中欠)天窓中瘡だらけになり(○中欠)には一命も浮雲き様ニ相成(○中欠)甚当惑致し、夫々又誰いふ(○中欠)取て血を取油を取、又は(○中欠)唐人の飼食ニ成の、又は井中に毒を入ると誠ニ悪評様々ニ而昼夜油断不相成、七日頃より後は子供を遊ニ出シ候者無之十方ニ暮居候所へ、漢法之医者被廢不殘蘭法ニ相成、山本節庵・香川豊

齊此兩人准大医ト成，大高孝齊・今川元愷准中医ト成，蘭法家々威勢甚強く古法家は甚衰，其内古方家高嶋牧広・岩井昌元此兩人者矢張古方を用候故病人多く，此兩家へ参り門前ニ市をなす斗り也

(「明治四年大洲騒動見聞録」同前73頁)

<松山>

① 参事より御触の写

此ころ諸郡のさわぎの中，一つ牛や人やを外国ニ送り，または子供をうしなひ候ものも有之など，おまおきの虚を申ふらし，女子どもをおとろかし候者有之よし相聞以の外ニ候，素より人民御撫育の御趣意をもつて，老人江は御扶持を被下貧窮ものは御救ひ被下，捨児までも御養育被下候程の厚き思召故，右様の事しめしなるへき事一つあらず，実に跡かたもなき事に候間，訛言にまよひ不申よふ家々主人より申きかせ，いささかうたがひなく安堵しておのおの家業をはげみ可申事

辛未八月廿七日 御沙汰候也

(「三輪略日記」同前29頁)

② 当時ハ久万山住民而已ナラズ各郡乃至各藩中ニモ流言シテ曰ク，大政官ハ人ヤ牛ヲ外国ニ渡シ外人ハ生血ヲ採リ為ス所アルト，之レ種痘施術等ヲ訛伝シタルモノ歟，又曰ク今ノ御后ハ昔シ咄シノ玉藻前ト云フ人ニ類シ毎日数升ノ生血ヲ吸ヒ之レニ供スル為追々我等ノ生年月日ヲ調べ置キ時ニ臨ンデ引出サルルト，之レ戸籍法ヤ，徴兵令ノ布カレントスルヲ誤解セシモノナラン，今ノ久万山住民ニシテ斯ノ言ヲ聞ケバ児童トモ笑ハンノミ，然レトモ既往二十九年間を追想スレバ，山村僻地ノ住民中ニハ適々信用シタルモノアルモ理ナキニ非ラザルナリ，且藩ノ官名ハ昔ノ職名ト変リ改正ニ又改正ヲ加ヘ，当時ノ愚民社会ハ何ガ何ヤラサッパリ分カラシ其名ト共ニ其人迄ヲ忌ミテ旧知事及ヒ旧職ノ人ヲ慕フニ至ル

(「辛未久万山動揺略記」同前47頁)

③ 当邦御役人方度々御入込にて御諭有之候，其文に曰，

此ころ牛や人を外国江をくり候などさまさまの事を申ふし，女子供をおどろかし候者有之よし不届至極に候，まことにいわれなきうそに候間いさ、かうたがいなく安堵して家業をはげみ可申事

辛未九月

松 山 県 庁

(「藤井此蔵一生記」『日本庶民生活史料集成』第1巻所収805頁)

<高松>

元来此度之起リハ真実知事公ノ別レヲ惜名義ヲ不弁只管引留可申与存込罷出候者モアリ，亦知事公帰京致候ハ、課役多分ニ掛リ候様浮税(過カ)ヲナセシ者アリ，是ヲ信用シ身勝手ニ迷ヒ表ニハ離別ヲ惜ヲ名トシテ暴業ナスニ至リシ者モアルヨシ

廃藩置県と民衆（谷山）

（「高松表風説書」「香川県史11」近代現代史料1所収163頁）

<福山>

①明後日、二十日早朝、御殿様ニハ我々下々ノ者ヲ置キ捨ニシテ、オ江戸へ、御上リニナラレルゾヤ、今、我々が見放サレナバ、又黒船ガ人々ヲ取りニ来テモ、防グ事ハ出来ヌゾヤ、女ハ異人に奪ハレ、子供等ノ生血ハ毛唐人ニ啜ラレルゾ、御殿様ヲ引キ止メヨ、皆ノ衆出合ヘ出合ヘ

（「明治四年百姓騒動一件」頼註10論文41頁所掲）

②御変革ニ付異国ヨリ天朝エ大金ヲ取日本生之婦人并牛鶏ヲ異国ヘ引渡ス約定有之、其金員村々戸長エ配当ニ相成居、無程右之種之もの異国エ引渡ニ可相成旨能登原郷戸長ヲ拷問ニ掛ケ候処白状致候ト無跡形虚言ヲ申触、悪民共人氣ヲ逆立、村々誘出し候ニ付、國中一般ニ騒動いたし

（「永代記録」福山市芦田町宮崎家文書）

<浜田>

石見国安濃郡吉永村百姓

善 四 郎 申口

四十六歳

戸籍改めの番札守札等の儀に付下方申談を致し、夫等を基として同郡河合善一郎と申す者より廻章引受候始末、有体可申上旨御吟味に御座候

此段申上候、先月六日頃私儀太田村へ牛商ひに参り候処、戸数人員番号札を以て戸前御改に付種々の噂有之、村方に寄り右等断度杯申居或は百石高に付人三人牛一疋宛御付取異人へ渡る哉の風聞、其外下方一統衣類諸具農具に至る迄付立て御取上げと云評判も有之、廿日頃善林寺法談の節参詣仕候処、静間村辺には牛を釣上げ血を取り耕作の役に立たざる様致し候趣、是等異人より伝り候事成るよし、彼是を案じ番札等も不審に存じ候もの多く、於私も色々惑を生じ村役人へ承合論を受罷在候折柄、九月廿九日晚河合村善一郎と申すもの罷越候処、私猪番に参り留守に付待合候由、帰宅の上面会承り候へば守札社人より差出宗門は次第に衰へ自然仏道も減し可申、夫等を基として談合の廻状持来申候其趣者、石仏の首を取候者穿鑿守札を差出候社家戸長等打潰し、並畑方上納六貫文御取立の処昨年より十貫文に増方相成銭にては納り兼候に付金札に引換候得ば、切賃八百文位も入用下方難渋に及び候に付以前に復し候様致し度、其他個条の趣申談し候に付承服致し、廻章受取夫より下組の吉次郎と申す者へ順達の積にて持行候処個様の世話は得不致旨申し、外に可廻先方無之に付翌晦日善一郎方へ持参り差返し申候、尤太田村は兼て出会場旁相廻候ては不都合に付円城寺村・池田村・小屋原村へ向差出候様申聞置候段申上候へば、其余蓮教寺より相談に預り或は余人を勧め且竹槍等相調候次第無包可

申上旨御吟味御座候得共、此段は蓮教寺より直に承候義絶て無御座、余人勤めの事は河合村秋太郎・吉永村和二郎杯へ相咄し候へ共同心不仕候、竹槍は当月三日に相調置候段申上候に付、被仰聞候は、守札番札の事其外如何敷風聞数々有之候に付ては村役人の説諭を受けながら一揆の廻章に組み他人をも誘ひ、加之竹槍を作り可及騒動所存甚以不埒の段請御吟味申上様無御座奉恐入候  
右御吟味に付相違不申上候、以上

(「明治初年農民騒擾録」所収454～455頁)

<姫路>

① 元姫路県頑民暴動顛末記略

元県下郷民ノ儀ハ積年何等ノ強願モ無之農事励精各其業ヲ重シシ頗ル良民トモ称スヘキ程ノ儀ニ御座候処、豈凶ン今般ノ一挙ニ相運ヒ候次第、素ヨリ官員兼テノ教諭方不行届トハ申ナカラ、卑竟ハ無知固陋ノ頑民御政体ノ御旨趣ヲ洽ク了解致シ兼候ヨリ、今般被仰出候穢多平民同籍ヲ憤リ古県貢米科目ヲ羨ミ候等ノ機ニ乗シ、何者トモ知レズ謂レモ無キ訛言浮説ヲ申出シ、右訛言浮説ト申ハ、今度穢多ノ称廢セラレタルハ正シク記スルモ恐多キ儀ニ候ヘトモ政府ニ異邦ノ婦人アリテヨリ平民ハ必ス穢多ト縁組スヘキ御法則トナリタリ云々、或ハ戸籍調ノ大意ハ辰ノ歳出生ノ者ヲシテ外国ニ売ラル、ト云、又膏血ヲ絞ラル、ナト、或ハ尾州ト人民入替ニ相成候由、スル迷惑ナル儀モ旧知事様サヘ是迄通り被為居候ハ、無ルヘシ、今一度旧知事様御惣容様トモ御帰国有之タシ云々、或ハ他県下ニハ童児外国人ニ既ニ盜マレタリ云々、或ハ旧県貢米ノ御規則不達新県モ同一一定トナルヘシ故ヲ以テ当年ノ租税来年ヲ待チ上納センナト云ヒ、或ハ牧牛馬ノ調ハ有余ヲシテ外国ニ輸出セラレン異邦ノ食糧に充シメンナト、或ハ近ク検地有之候由迎モ爰両三年中ニハ小前ノ者産業相立兼可申ナト、無端ノ浮言尚数多アリ

(「兵庫県同和教育関係史料集」第2巻所収1185～1186頁)

② 元の起リハ播州へ三年之間ニ丑亥正ニ女人壹人差上候御沙汰有二付と申、人別改メ九月ニ御沙汰何月何日何之刻生書上る此刻げん何ニあたる者ハ不分候得共いろいろ申

(同前294頁)

③ 当時陸軍小佐副官ナル人ニ面接相願、

不取敢百石ニ付牛壹正女壹人之義相尋候処、決し而右様之布告アト形モ無之事、コレハ兼(頭注)「万ニモ布告ノ証無之」而牧牛等平民鋤牛取調并ニ人員調より下方イヅクトナク畢竟異人之為年々牛并女迄サシタサネハナラス御調ナトと唱来候ヨリ、所謂一犬虚ヲ吠テ万犬実ヲ伝ふる(頭注)「□兵庫県下より言トモ云」習姫路県下一般ニ流布イタシ候由、何分夕暮に迫り緩話ヲ不得旅宿へ帰り申候

廿七日朝下役ヲ尋候処在宅ニ而申分道路ノ申口ト大同小異就中笑止之事ハ何番之表札ニ而組合云々唱へ候ヲ謬伝いたし、国替ヘト唱へ候由頻リニ尾州名古屋県ト当県ト国カヘニ相

廃藩置県と民衆（谷山）

成候様流布イタス由、加之銀山へ異人来県後ハ荷物器械等運ヒ方厳シ人氣大ニ背ケ候処へ、穢多非人之発散劑ヲ被為飲候ヨリ一時ニ発散イタスト被察候由申候

（「宮津県探索方報告書状」『姫路市史』第12巻所収47～48頁）

<清末>

去未七月廃藩置県ノ御布令後、差向可致欣戴御仁政モ無之、村々ノ者トモ方向難相立折柄、同九月ニ至リ旧知事様御上京ノ趣承リ、右体ノ形勢ニ相成候テハ往々下々如何様ノ困究ニ立至リ候哉モ難計ニ付、達テ御引留仕度存込候得共、下賤ノ者手段無之、竟ニ御出京相濟、一統欣慕難止内、毎戸番号札ノ事件ヨリ、右ハ外国人へ人油ヲ取候儀被差免候ニ就キ、番号札ヲ家毎ニ打、男女共人別帳へ記載シ、異国へ御引渡可相成哉ノ風説自然ト相起リ、村中ノ人氣不穩、万一風聞通ニ相成候テハ不堪悲歎義ト存シ日夜煩念中、必竟社寺合併ハ勿論、御官員ハ追々散髪又ハ洋服等ニ相成、夫是神怒ニ触レ、右体ノ災モ釀シ候哉ト深く存込、諸事如先規相成候様致度、尤一ト通りニテハ志願相貫キ申間敷ト相考、久野村農繁吉外ニ私方兼テ相雇候元赤間ケ関出生与四郎兩人へ種々及説得、三人連判ノ上、追々村々人数ヲ促シ可申筈ニテ、同月廿日頃ニ至リ上岡枝村農片岡秀五郎中原勇藏上大野村金田芳兵衛下保木村岸山久吉三宅升太郎吉賀村苗字不存佐吉方へ度々罷越、前条ノ件々内密及説諭候得共、所詮取留タル返答モ無之内、先般御改正ヨリ穢多宮番等都テ御廃止ニ相成、既ニ地下八幡社宮番モ同様相成候、就テハ以来盜賊ノ類捕縛致候者モ無之、地下一統何角申合ノ趣モ有之様子承リ、（下略）

（「山口県史料」6『府県史料山口県』2所収25頁）

<津山>

近来高千石ニ付女壺人牛壺正異人江相渡候様相成候趣ニ流言申触候もの有之趣、右様之義更ニ無之事ニ候条、以来右等不取留之義者惣而話伝不申候様、小前末々迄能々相論可申候事、右之段相達候事

〔明治四年〕

辛未十月二十三日

津山県庁

（「津山県北条県触達及届書類写」『岡山県史』第28巻所収61頁）

<真嶋>

かゝる処に、国々浦々津々下評には、「村高百石に付牛三疋・娘壺人差出せ」と、異人より申来る風聞ありしが、国々は是を聞いて大ひに驚き、猶亦、爰に存外御上納御年貢筋之御沙汰には、「御米納義は、是迄と事違ひ、俵四斗壺升俵にて、縄俵目方式貫目」之触出、猶亦、真嶋蔵に相納置、翌年四月限り、御領分村々惣代真嶋へ罷出、御米高瀬船に積、上乗り、備前岡山へ運送し、岡山より廻船に積替、東京やら又は西京やら、肥前長崎やら、又異人国やら、何国とも納所相分らず、「納め時御米欠米、破損船損米、大小之百姓構へ升賃、壺俵につき四合一勺摺切、俵拵念入美<sup>うつくし</sup>ふ致べし」とありければ、一同之もの共大

ひに驚き、百姓一同愁歎仕候所を、組之惣代庄屋を以て相願出候

(「百姓悲泣記」『備前備中美作百姓一揆史料』第5巻所収1880頁)

<岡山>

十一月十五日 岡山県告諭所ヲ設ク

立庁ノ際一時告諭所ヲ設ケ、郷中市中ニ令シテ一月六次庶民ヲシテ出席セシメ、朝廷ノ御旨趣ヨリ世態ノ変遷ニ至ルマテ、今日開化ノ進歩スルユエンヲ開論ス

告諭社ノ記

辺鄙ノ人民ニ至リテハ、斯ク世界ノ開ケシユエンハ勿論、御政体ノ今日ニ遷リ変ルユエンモラシサル所ヨリシテハ、色々御政事ヲ誹議シ、甚シキニ至リテハ強訴様ナル事ヲ企テ、或ハ電信機ノ如キ便利ノ事ヲ御設アリテモ、無用ノ物ノ様ニ思フノミナラス、我国ハ異人ノモノニ成リシナト、此上モ無キ愚カナル説ヲタテ、怪ミ歎クニ至ル、此ハ古来未曾有ノ御変革ナレハ、驚クモ無理ナラヌ事ナレト、論シ方ノ行届カサルヨリシテ、人民ノ罪ヲ犯シテ刑ニ陥ルハ実ニ不便ノ事也、仍テ今度告諭ノ社ヲ設ケ、辺鄙ノ人民ヲ更々呼ヒ集メ、懇々教諭ヲ加ヘ、文字アル者ハ書ヲ読マシメ、読メサル者ハ論ヲ聞キ、其見聞セシ事ヲ村里ノ者ニ語り聞セ、疑シキ事アレハ告諭ノ社ヘ出テ承リ、管内ノ人民残ラス朝意ノ大体ヲ知り、開化ノ民ト成リテ、天子様ノ深キ御恩徳ニ報シ奉ラン事ヲ冀フ

(『岡山県史稿本』上所収68~69頁)

<高知>

①此度政府藩主を迫出し、夷人最負の姦吏を県庁に据え、我が日本人民を外国人に売渡し、膏を取り、彼の滋養に供出せしむる趣、甚だ以て容易ならざる事に有之、一日も早く藩侯を取り返し、姦吏を誅し、夷狄を追い不申候ては日本人民は五年間に皆無と可相成に付(三字不明)押出しの用意可致事

但、何れもヲゴ繩、竹槍、鉄砲等用意し、何時にても押出し不差閤様可致、若し此度押出しの組入不致ものは政府と同意者と見付、片端より居宅焼払可申候

明治四年十二月

惣大将 平 兵部輔(印)

諸郡村百姓中

(平尾註10書103~104頁所掲)

② (横倉神社神託要領)

一、庄屋年寄を廃し、戸長用係を置きしは姦吏の同類にて、異人最負のものなり

一、毛唐人へ、日本人を奴隷又は妾に売る事、其の時は戸籍番号の順によること、而して姦吏間金を取ること

一、以上の事を為すには、旧国主の在藩にては邪魔になる故、帰京を命じたること

一、尤も怖るべきは、醜夷の中には残忍なる国在て、人躰を烈火に掛けて其の膏を燃し取

廃藩置県と民衆（谷山）

りて、之を飲む事

一、速に兵を起し、姦吏を誅し醜夷を追払ひ、旧藩主を帰国せしめよ、然らざれば日本は神国なり、六十余州神明何ぞ擁護せん、軍の勝利疑ふべからず

（同前105頁所掲）

◎当時吸江の今の県社春野神社の処に立派な病院が建て、あつて、そこで種痘を行つた、旧県庁の建物が即ちそれである。当時県内の医者は皆一合二合の漢法医であつたのに、病院幹部の医師は皆直参の西洋人であつた。当時の官の財力を以て専制的に拵へたものであるから設備なども随分立派で、病室は何れも鉄製の寝台附であつた、其の鉄製の寝台の上に患者が臥し居るを見て、此処が異人の来て脂を取る所で、鉄製の寝台を鉄灸<sup>てつきゆ</sup>と誤認し、患者は鉄灸の上で知らず知らず脂を抜かれて笑ひ笑ひ死ぬる杯と言ひ触らしたもので、当時の漢学の先生もそう云ふことを唱へて居た、高知市中でさへも斯る有様であつたから、況んや田舎に於てをや、忽ち名野川、池川両郷の女共は之を聞いて何れも号泣したとのことである。

（小野註10書164～165頁）

<11月「民部省地方巡察復命書」の記載>

穢多平民ト為ルノ御布告アリシヨリ料理屋風呂屋髮結所等へ行ケルニ農商等之ヲ嫌ヒ行カサルニ付、料理屋等ノ商売替セサレハ活計成カタシテ甚タ困ルヨシ、既ニ備前岡山ハ風呂屋ヲ町内風呂ト称ヘ木札ヲ与ヘ置キ、是ヲ証トシテ浴セシム、木札ナキモノ行ケハ町内風呂ナリトテ断ルト云フ、此説流布シテ倉敷辺ニモ此事ヲ為スト云々、大阪居留ノ洋人百八十歳ニ成ルモノアリ、是ハ人間ノ血ヲ飲テ長寿スルヨシナリト云々、又曰ク大阪府ニ召捕ヘ之レ有ル罪人ヲ渡サレ之ヲ殺シテ其血ヲ飲ムト云々、神戸ヨリ大阪ヘ針金ヲ引キテ手帖ヲ贈ルニ忽チ達スルヨシナリ、針金ニテ書簡ヲ送ルハ如何ナル仕掛ニテモ行マジキニ、是ハ定テ魔法ナラント云々、此回所々ヘ灯明台ヲ築カレルヨシ、火ノ光リ七十里モ照ラスヨシ、是ハ人間ノ油故遠ク見ユルヨシナリト云々、外国へ婦人ト牛馬ヲ渡サル、ノ説アリ、大洲県下民情ノ内ニ記ス、農民外国人ヲ嫌ヒシヨリ「ジャンギリアタマ」ヲ見テ太政官アタマト称シ、深ク悪ミ沸騰一揆中はジャンギリノ人ヲハ通行ヲセザリシヨシナリ……下民流言ヲ信シ庁事ヲ疑惑ス、其沸騰スルヤ官員ノ諭示ヲ聞カス、或ハ発砲シ或ハ放火シ又ハ拔刀槍ヲ以テ跋扈ノ所業ヲ為スニ至ル、窃ニ考ルニ今ノ一揆ハ昔日ノ一揆ニ非シテ所流賊ナリ

（広田註8書184頁所掲）

2 要求（願望）

<広島>

(八月十一日)

①一、同日暮六つ時此辺四五ヶ村之者引取り、追々夜ニ入大朝新庄辺之者等数百人当家江押寄、何レも竹鑓を相構振り廻り、或者座ヲ打タ、キ、高声左之ヶ条拙者へ申聞

一、竹ノ丸様かなミだ銀<sup>与</sup>して金子三千七百兩郡中江御下ヶニ相成居候得共、割庄屋手元へ取込ミ、百姓へ割賦いたし不申<sup>与</sup>之事

此儀一円存不申旨手堅ク申渡ス

一、百姓之娘十五才<sup>と</sup>廿五才迄差出し可申<sup>与</sup>割庄屋<sup>と</sup>申上候<sup>与</sup>之事

此儀右同断

一、百姓之宝ラタル牛馬ヲ何時ニ而も差出し可申<sup>与</sup>割庄屋申上候<sup>与</sup>之事

此儀<sup>者</sup>先達而郡中牛馬之數書出し候様被仰出候ニ付村々共相弾申出候得共、如何成事ニ而ヶ様之儀被仰出候哉不申、素り何時ニ而も差出し可申<sup>与</sup>申事ハ一円不申上候事

一、デコを出せ出せ<sup>与</sup>之事

デコ<sup>与</sup>ハ何之事か相尋候所、大塚村竜右衛門方ニチサキ切紙江デコを書數百枚有之、是全ク異国<sup>の</sup>日本へ渡ス切支丹か何ゾデ有ふ、夫レヲ大政官<sup>が</sup>貰イ追々百姓へ分ケル積り<sup>と</sup>見ヘル、甚不埒之仕形早々差出せ<sup>与</sup>申出

此儀当春郡府へ同役集会、尤三宅貞右衛門<sup>者</sup>病氣ニ付不参、其外一同出勤中池田友助存旨之趣ハ、知事様御儀東京<sup>の</sup>一日も早く御無難御帰国被為遊候様為御祈禱流シ地藏一万躰取斗申度思ひ立候間何卒手伝いたし呉<sup>与</sup>之頼ニ付、居合候同役其外庄屋中二三人共受合候而、御用向之隙々ニ二三百或者四五百ツ、地藏尊之印ヲ切紙江押候得共、御用繁ニ而一万躰<sup>ニ</sup>者不滿、扱歸り之節少々ツ、道中川へ流シ呉<sup>与</sup>之頼ニ付、其意ニ応シ拙者儀も二三枚持出候而岩見路峠前後之川へ流シ候故、手元<sup>ニ</sup>者沓枚も所持不致、如何様竜右衛門儀<sup>者</sup>其節途中之川へ不流サ持歸今ニ其儘差置候儀<sup>と</sup>相見、就而<sup>者</sup>百姓中不審ニ被思候段尤ニ候得共、右之次第ニ付何も相変ル儀ニハ無之候事

一、右四ヶ条只今拙者申ス儀偽りニ而後日相顯レ候ハ、其節突ク<sup>与</sup>成共切ル<sup>与</sup>成共勝手ニいたし呉候様手堅ク申渡ス

(山本五郎左衛門「郡中百姓騒動ニ付筆記」『広島県史近代現代史料編』I所収219~220頁)

②一、涙銀と相唱多分之金子御下ヶ有之候所割庄屋共取込居候様申触し趣ニ候得共、左様之義毛頭無之事

一、切支丹之宗門弘メ方受込割庄屋共多分之金子囉<sup>もら</sup>ひ受桐之筥<sup>はこ</sup>へ秘仏を納メ所持又は人形様之もの所持罷在候様杯と申触候由ニ候へ共、右様之義毛頭無之事

廃藩置県と民衆（谷山）

- 一、御年貢取立之榷定寸より太ク相成既ニ新榷受取居候役人も有之杯申触候由ニ候へ共、決而無之、当年も是迄之通取立ニ相成候ニ付安心可致事
- 一、女子并飼牛外国人へ御売払相成居候杯申触候由ニ候へ共、是又決而無之事
- 一、田畑へ御竿入有之已後ハ八畝割を忝反ニ相成候杯申触候由ニ候得共、左様之義決而無之事
- 一、御政事向へ外国人相携候様相成候杯申触候由ニ候得共、亦左様之義決而無之事  
右之通相心得一統へ綿密に可申聞、尚委細之義ハ別帖を以解聞せ可申者也

未九月

農務方  
御 印

（「郡市庶民騷擾日誌」『御調町史』605頁所掲）

<大洲>

乍恐御願申上口上覚

- 一、御知事様此度被為蒙御退役、被遊御帰京候御沙汰候処、御暮料之儀者、作初穂献上仕、是迄之通御知事様御役ニ而御住国御願申上候、若又御住国之御願相叶不申候節者、何国迄も御供可仕候
- 一、去々年恐多<sup>茂</sup>御知事様必至ニ御指支ト相成候、是全ク前年御家中様方七八歩<sup>茂</sup>御借財御書出シニ相成、其砌ニ<sup>者</sup>翌年御返上相成候様御沙汰御座候ト伝承仕候処、其儀無御座、三四度も御知事様之ものは御配当被成候而、御切手札五貫目杯ト申大銀札を御拵候而、御渡シニ相成候ト奉存、小内夫々恐多とチツジ御知事様御難儀被遊候ものニ而、御儉約と成候御方<sup>江</sup>御賞詞もなく甚御不政奉察候、春以来<sup>者</sup>神楽山と御唱候而、多分之御物入高掛りを被仰付、如何之御事ノ御座候哉、善悪賞罰御座候事ト奉存候
- 一、大参事様御職之儀<sup>者</sup>加藤甚内様、大橋重之様、小参事加藤右一郎様、滝野佐右衛門様、民政御主事<sup>者</sup>飛田文左衛門様、藤田塩平様、民政御承事<sup>者</sup>只今之通、諸務方刑法方同断ニ御願申上候、其余御役人様御退役御指替奉願上候、（下略）
- 一、御家中様始御組ニ至迄、此節<sup>者</sup>御知行前代未聞之御減知ニ相成、就而<sup>者</sup>村々在々被成度段多分御願之御方様も出来仕、左相成候而<sup>者</sup>百姓中<sup>紬</sup>之難<sup>洪</sup>追々困窮大乱之基ト奉恐察候ニ付、以前之通夫々御知行御渡ニ相成候様、是外共御願申上候
- 一、当時之大参事ヲ始トシて役重御方様<sup>者</sup>、御国之御政事<sup>者</sup>、御国中一<sup>紬</sup>疲弊を致候様ニ御仕向ケニ相成候様奉懸案候、御近国ニ而類無被遊方ト奉存候
- 一、去歳大豆御相場之儀<sup>者</sup>、地相場ニ而御取立相成候様村々御沙汰之処、相違仕、大阪相場ニ而御取立ニ相成候事如何、御役人様之御沙汰いつわり斗急度御締奉願上候
- 一、宗門之儀<sup>者</sup>、此度新ニ御調被仰出候得共、以前之通ニ而為御濟被下置候様御願上候

- 一、医者之儀者、蘭法之御方ハ他国被仰付、是迄之通本道外科ニ而、諸人夫々望之御医者江自在ニ御願申度、植疱瘡之儀も同様ニ以前之通御願申上候
- 一、御県内農商共大ニ疲弊仕、上下共節儉相暮シ、国家興隆ニ相直リ候様、御政事奉願上候
- 一、御産物役所之儀者、御指留ニ相成、出津物運上之儀者、忝歩上納ニ而相濟候様奉願上候、竹本大束荷夫木割木炭等者、運上なしニ而、出津野流しニ被仰付被下置度奉願上候、(下略)
- 一、寺社御免地之处、高附ニ相成、是迄之通御免地ニ御願申上候
- 一、伝承仕候得者、追々御戸長之御印鑑無之而者、止宿不相成様承知仕候、夫ニ而者指掛リ候節、一統迷惑仕候間、御国内茂新谷之義者、是迄之通自在之様御願申上候
- 右ヶ条書ヲ以御願申上候間、夫々御下札ニ而御返答奉願上候、以上

明治四年未八月

菅田村 宇津村 森山村  
蔵川村 宇和川村 大谷村  
大竹村 成野村 中居谷村  
奈良野村 弛卷村 名荷谷村  
宿間村 久保村 長谷村

(景浦註10書245～246頁所掲)

<浜田>

料内一同下方願上条々

- 一、守札社人共仕出致すもの此後にうちはらへの事
- 一、是まで石仏かたきの事
- 一、古帳役人をかたき取る事
- 一、ほつとうせんぎの時はみな一同と申事
- 一、しんめいをしまずの事
- 一、畑方上納四割増の義は不承知の事
- 一、手道具の儀は竹やり持出行の事

右之条々日限りは来る十月十一日晚正五つ時、料内一同何方も村々ほつそくにて大森大田をさして立合可申事、もし右之条の通りはづれ申す村々後日にまわりうちはらいの事、一合に御承知可被成候、以上

九月廿一日

右村々紙をさげ紙致し次村に急に相送り申候事

(『明治初年農民騒擾録』所収451頁)

<姫路>

- 一、播州之郷騒之起り式十五ヶ条有
- 一、銀納五両、但し市米三兩貳分之時其違也
- 一、田地棹入、あぜ共ニ打
- 一、壱ヶ村ニ丑壱疋  
女子壱人  
三ヶ年間ニ上納
- 一、穢多乞食素人同様之事

（『兵庫県同和教育関係史料集』第2巻所収295頁）

<生野>

- ①一、穢多非人之儀著是迄同様之取扱可致儀天朝江可伺、尤伺中は迄之通り取極可申候事
  - 一、御未御年貢御□行之事
  - 一、播州尾州人民入替之儀著無之候事
  - 一、神社并ニ寺々之大木小木たりといへとも不切取事
  - 一、鉾山之儀ニ付下方難洪不致様鉾山役所掛合可遣事
  - 一、右之外願事候ハ採用可有之事

未十月十五日

生野県庁印

（藤本義方「日誌」同前第3巻所収1108頁）

- ②一、伺中穢多是迄通ノ事
  - 一、御年貢筋三分勘弁ノ取計可有之事
  - 一、百石牛一疋・人一人差出無之事
  - 一、明年ヨリ御廻米御免ノ事
  - 一、検地無之事
  - 一、社寺院良木伐取無之事
  - 一、徒党ノ頭無之様聞届候事
  - 一、異人ノ儀鉾山司へ懸合難儀不相成様取計可遣事

以上

未十月十五日

生野県庁

（「公文録諸県之部」同前第2巻所収1175頁）

- ③一、高免ノ事
  - 一、今井村元皮多助左衛門へ御理解相願度事
  - 一、検地ノ事
  - 一、百姓処替ノ事

- 一、百石ニ付牛二疋・人一人差出候様御触ノ事

(「白洲文吾絶筆書面之写」同前第2卷所収1175頁)

<清末>

- 一、知事様御帰ノ事  
一、神仏先地へ御帰ノ事  
一、異人御近附無之候事  
一、散髪御廃止ノ事  
一、知事様御帰り迄ハ御年貢預リ置度候事

(「山口県史料」6『府県史料山口県』2所収26頁)

<岡山> (上道郡)

- 一、田畑改正ニ付、難洪ノ向有之事  
一、当夏水災ニテ難洪不少事  
一、知事家禄十分一ノ上ハ、貢米十分一相納度事  
一、知事復職ノ事  
一、夫口糠藁代御免ノ事  
一、異人退治ノ事  
一、義倉廃止ノ事  
一、上道郡百枝月村ノ内、岡山普請夫米下サレ度、並畑方皆荒ニ付高割御除ノ事

<高知>

- ① 管内高岡郡名野川郷惣百姓ヨリ申出ノ条、且何分ノ沙汰無之内ハ農業不相務、県庁へ願出ヘキ心得云々ノ大略
- 一、旧知事登京ヨリ遂ニ営業ノ樂無之、自然人心揺動致シ候、以旧知事及正二位帰県ヲ願フ、然ハ農事相務難有云々
- 一、洋人雇入候ハ一躰難解、古昔ヨリ管内ニ於テ万事相調候処、何ヲ以雇入候哉、差返スカ又ハ百姓等へ令委任カ云々
- 一、穢多民替へ編入百姓ト交接ナサシメ何ノ用ニ相立ツヘキヤ、如此ノ令下リテハ一躰不服云々
- 一、此度年齢十八歳ヨリ廿歳迄ノ男子戸長ヨリ無沙汰ニ取調指出候ハ心得ス、且何番屋敷何右衛門ト標札ヲ入候儀モ一同相守心得無御座云々

(「公文録諸県之部」所収)

- ② 吾川郡森郷村民共ヨリ訴出大略

- 一、政令落事拾箇年前被差戻候迄ハ御貢物諸工役相勤不申云々  
右同所戸長ヨリ詮議致呉候様願出ノ条

- 一、旧知事帰京ノ事
- 一、洋人渡来ノ事
- 一、牧畜所ノ事
- 一、米穀平米ト相場違ノ事

（同前）

### 3 告諭書

#### <広島>

（八月十日）浅野従四位より教諭書左の如し

此度朝廷よりの勅命によりて東京に旅立たんとせし処、汝等積年の馴染を思ひて只管留め候こと一応満足せり、然れども日本に生れたる者貴きも賤しきも朝廷の勅命には決して背かぬ事なり、是を背きては假令暫時榮耀榮花に暮すとも朝敵と云て悪名を後世に残し、其身も亦必ず滅亡すること古より非例少からず、抑天地開闢の始元より天下に君とて戴き奉つるべきは只天子様御一人なり、其訳神代の巻と云へる書物に精しく見へたり天子とは天津神の御子と申す事にて、神代より当時の天子様に至らせらるゝ迄御神統絶へさせられず、実に比類なく尊き現御神様なり、さて人皇第一代神武天皇と称し奉つる天子様が、大和国へ都を開かせられてより、今年迄凡そ二千五百年ばかりなる中に、御代々々にて様々移り替りあり、先づ太古は朝廷より国々へ国造県主など云ふ者に其地所を代々司さどらせて御置なされたるが、職を一家の者にしては其任に不能者が世を継ぐときは不都合があるから、三十七代に当らせ給ふ孝徳天皇と申し奉る天子様の御時下、地の国造など云て代々其地を主宰したる者を悉く御廃止なされて、賢才の者を撰ばせられ国司と名づけて国々へ遣はさる、後国守と改めさせられて四年目々々々交ること定りたり民を能く治むれば立身し、治め様悪しければ罰を被ることとなりて、久しく治まりて有しに、源平の戦より世中大に乱れ、随て彼国守など云ふ者も其名計り残りて実は行はれぬこととなり、頼朝朝廷の權威を取りて鎌倉より諸国に守護地頭と云ふ者を置きたり、後是を大名と云、代々国を掌どれることとなりたりと雖も、互に興りたり亡びたり榮へたり衰へたりして定まりたることなけれど、天子様の御世はいつまでも変らせらるゝことなれば、日本国中に生れたる者誰が為にも天子様は御主人なり、左れば日本国中海も山も田も畑も皆天子様の土地なれば、着物も喰物も悉く天子様の物なり、左れど其身の身分相応働らき次第に作りて世を安楽に暮す事は、偏に朝廷の御恩と云ふものなり、此故に昔より折々朝廷に背く者は有るとも滅亡せざる者一人もなし、斯の如く尊き天子様より太政官を初め太政官は朝廷の御役所にて何事も天子様の思召を承て取計ふ所なり、国々への御触も大方太政官より出ることにて、太政官より出るとは即ち天子様の思召なりと心得べし、左れば太政官に勤むる官人も素より百姓の身の上善かれと思ふこと勿論なり、然るを朝廷と太政官と別の様に気取り候て、太政官

の官人を敵の如く思ひ成し候は大なる心得違 諸の御役所を建置せられ、善き者には御褒美を下され、悪しき者をば夫々罪に行はせられ、又日本国中誰も々々精出して能く融通致し、竟に世界第一の国となすべく御処置ある事なれば、種々悪説を言触らす者あるも必ず迷ふべからず、其実を能く見其事を熟々考へ合せて後、不審なることはすべて能く尋出づべし、朝廷に於ては常々万民安全を祈らせらるゝことなり、其上諸の神々も皆上古の天子様の御別れにて誰も々々知らず々々日々夜々に御恩を被むらざる者なし、扱是迄汝等を撫育せしも全く朝廷の勅命によりてせしことなり、左れば日本開け初まりてより以来朝廷の御恩を被り、其御恩は高大無辺譬ふる方なく、纔か二百五十年來の撫育と比べものには相成らず、世の中の遷り替りによりて治むる者は替れども朝廷の民安かれと思召すことは決して替らせられぬことなり、然るに此度我を慕ひかばかり引留候こと一応感涙致せども、朝廷の勅命に背きては我等生であるとも甲斐なきことに思ふなり、汝等も亦我等を朝敵になして快よくも有るべからず、又箇様に説聞すことを能々心得なば、如何に愚昧の者なりと大恩ある天子様の勅命に背く者は必ずある間敷なり、此上は只々我等を朝廷の勅命に背かぬ様に致すこそ誠の報恩深切なれ、恩を仇にて報ゆる様になりては相濟まず、此処を能々弁へ候が肝要なり、又汝等が身の上も素より朝廷の民なれば、此後とて立行かぬ杯様のことは決して有るべからず、然るを今汝等云ふ如く矢庭に朝廷の勅命に背きて留まらば、汝等も共に倒るゝこと目前に見えたり、左れば朝廷の勅令に随ひ東京に上りて朝廷の首尾宜しく相成居らば、汝等が為にも幸ひと云ふものなり、第一朝廷の勅命に背かれぬと云ふ訳前にも荒々説きたることを能々論りつべきものなり

(『明治初年農民騷擾録』所収373~375頁)

<吉田>

八月十三日 兼

民事懸り大属江

別帳告諭書管内両民共無漏可被相達事

辛未八月十三日

夫日本は太神宮様の御国にて、御代々の天子様太神宮様の御申付を御守りなされて御治めなさるゝなり、人はいふに及ばず田畑も山も草も木も、鳥獸虫魚の類も皆、太神宮様の御物なり、天子様とても御自由になさる事ハならず、まして其下々の者の自由にする事のならぬはいふにおよばず、乍併、天子様御一人にては遠方の処ハ御世話もとゝかぬ故、知事様と申御役を御申付なされ、夫々御任せなされ、其外夫々の御役人を御さし置なされ、また百姓にハ作をさせ町人には商売をさせ、其外下々の難儀をせぬやう御治めなされし処、この度知事様と申御役を御止なされ、日本国中皆天子様御直々御治めなさるゝ思召なり、よつてまつ戸籍といひて家数人員を御改なさるゝなり、是ハ是迄の宗

門改なり、天子様御直々御治めなさるとて何も是迄の御政道ニかはる事決てなし、隠田畑さへなければ所持の家督を減さるゝこともなく、こゝろ得よき者ハほめられ、わるき者しかられることもとよりなり、天子様とても下々の困るやうなることをなされては太神宮様江御申訳のなき事故、左様のことは決してなしとしるへし、又、知事様も天子様の御申付を御守りなさるゝこと故、まして下々のものゝ守り奉るはいふにおよばず、若、知事様御役の正しに付、彼是と申し立などいたしてはかへつて知事様の御為よろしからず、甚御不都合ニなるなり、永々御恩を受し殿様のことゆへ御不都合ニ相ならぬやうかかんがふべき事第一也、万一心得違有てハ却而御恩を忘るゝと申ものなれば聊心得違あるましきこと也

（「吉田藩日記」『愛媛県史料編纂未刊』所収932～933頁）

<大洲>

（加藤織之助）  
其節教示之次第

去ル日ノ才諸国の御大名様方封土御返上になり、古き昔の通り尊き天子様の御政事となりたるは日頃殿様ニも何卒左様相成様思食所にて、村方にて殿様々と朝夕大切（○中欠）又殿様の明暮、朝廷を（○中欠）思召も何の替りたる事ハ（○中欠）此度殿様の御帰京遊（○中欠）計でなく、六十余州同之事（○中欠）様御止め申上度思ひても、当国斗御止り遊すと云訳ニは成かたきを、とふでも御止め申上るよふにとてかくのごとき騒動ニ成ては、二百年来此かた海より深く山より高き御恩を讐で報ずると同じ事にて、是迄御評判御よろしく御出精遊されたるも水の泡となり、殿様の御身にハ如何斗御心配遊る事か実に恐入たる事ならずや、是迄のかぎりなき御恩に酬ひんと思はば銘々家業を怠たらず、御年貢を大切に納め朝廷よりの御触をよく守り、朝夕拝みてなにとぞ殿様の御跡（○中欠）様ニト御祈り申上るこそ御恩に報ずとは申べきなり、戸籍の調査人々の疑あ（○中欠）御念被入候、乍然其訳は凡（○中欠）者はなく夫故生たり死たり（○中欠）書留集めて朝廷ニ指出し御承知に可成訳（○中欠）あやしむ事はなく、其上此改の後ハ第一盗人のうれいなく、又家業を怠たり種々悪事を企る者もなく、逃走りて他国へ行たりとて隠れ住む事もならず、銘々安心して家業の出来る様にとの御趣意にて、是迄の宗門改杯とは大成違ひなり、又邪宗門改の為には氏子調とて皆々産神の御守札を平常持参せよとの御事なれば是程慥成事者なく難有御事ならずや、然るに何者が云ひ触したるにや（○中欠）者は撰出さるゝ、或ハ活血を（○中欠）るゝ杯跡かたもなき事を云て多人に疑ひを起させるハ実に（○中欠）神罰の当るべき事也、右（○中欠）考え女児供は疑ひの深きもの故能申聞せ御趣意の難有きを知るべく、慥成証拠には東京西（○中欠）者、はや今夏此改済たれど壱人と

も取られたる者はなき也、種痘者人命を救ふ為に御世話の有たるに如何ニ成訳にや、中には死したる子供の有しよし誠ニ誠ニ痛敷ことなり、天より皆々大にきらい候よし尤の事なから、是また今初りたる事でもなく御城下杯で者十四五年前より行われ候故、疱瘡にて死するもの少く誠に善き事と思ひたる所、今度

朝廷より御触につき御世話に（○中欠）なり、此後とてもいやなもの無理にせよと云訳でハ無之故、此段承知致すべきなり

西洋医法を廢する事此御管内斗の事ならず、御隣国者元より日本中の事成ば悉くやめるといふ事ハ六ヶ敷事なれば、是又人々の好にて（○中欠）かゝるも勝手の事なれば何も指支ぬ事なり、たとへ医学といへるもの、御取建に成たるも、暫く御やめになり候ゆへ元の通りになりたる也、斯迄御心を用られ候事故皆々疑ひをはらし申上度事の有時は其筋へ申出、また口上にて云難き事はかな書に成共して指出して不苦、夫も憚の事杯者目安箱へ入てもよろしき訳なり、夫を下方の情実上へ通らず、上の思召下へ届かぬ故此度の様成事になるなり、広く申せば天子様ハ百姓父母ニテ百姓ハまた

天子様の御子なれば、何卒して安穩に立行様人の人たる道にはつれぬ様と明暮御心配遊ばして斯ハ仰出されも有事也、是を却て下として猥に上を犯すときは

朝敵となり、野の末山の奥にも足をとゞむる所はなき事なり、すへては世の中は有理筋合にて治るものなれば何卒其道理筋合を本として分らぬ事ハ飽までも問尋てみれば、分らぬ事はなきものなれば此理を能々弁知るへし

辛未八月

右之通御さとし有りしは実に難有御趣意なり

（「明治四年大洲騒動見聞録」【明治初期農民運動史料】所収79～80頁）

<松山>

告 諭 文

第一則 百姓心得前之事（○略）

第二則 農業出精之事（○略）

第三則 鰥寡孤独之事（○略）

第四則 孝悌之事（○略）

第五則 上を敬ひ下を恵む事（○略）

第六 今度の動揺之事

倅今度の村出杯の事は誠に容易ならざる事にて、大本は殿様を大切に思うより御痛敷おもひ、且異国の政治杯になりては牛馬婦童等を取らるゝ杯の気遣ひは尤もなる事なれども、銘々どもが大切に思ふ殿様も天子様の御旨趣意を御尤と思召れ、ありがたき事とおぼしめされし事故銘々共が只々御とめ申杯いうては殿様のおぼしめしにもそむき天子様も御不機

嫌におぼしめさるゝ也、左様ありては彼の鼻眞の引だおしというものなるなり、また此お国の殿様斗りがかくなるではなく日本国の殿様がいろいろおかわりになりて日本国中の御政事かわりとなりたるにて、昔と違ひて今は世界中の付合となりたるゆへに何卒異人にまけぬ様異国の後につかぬ様にとの天子様の深き御主意にて、むかしから在来の日本丈の御政事とはくわたり易へて異国にまけぬ様にとの御政事故、此後如何の御政事になるかわしらねど、<sup>(マ)</sup>畢竟<sup>(マ)</sup>焦付き政治をやめられるの御事也、左すれば無闇に御留め申し等いう事は出来ぬ也、又殿様も如何様の御結構なるかもしれずするのみに只々役人の云ふ事も聞入ずむちやに御留め<sup>(ママ)</sup>申じかのといふのは甚間違なり、それに何ぞや役人の処も差股げて、ぬけぬけに城下江出る杯とは以の外の事也、況てや役人の云事は却て嘘なりとおもひて説論も聞入ず、又況てや竹槍杯を持って城下に向ふ杯とは実に言語同断の事也、上みには飽迄おいたわりにて、猶やわらかに御扱ひなされ、兵隊は乱妨するものを防ぐためにて百姓をうち殺すの御趣意にてはなし、竹槍などを以て城に向ふものは兵鉄<sup>てつぽう</sup>にて打殺したりといふとも致方はなきあたり前なれども、上みには百姓は壺人も殺すといふ気は決してなきなり、それといふのも今は百姓も尽々く朝廷のものなればなり、爰等が此度の騷擾の間違ひの証拠なり

第七、開化の事（○略）

辛未十月

加藤 彰

（同前所収45～46頁）

<福山>

① 百姓ドモノ疑ヲハラス為メ申渡書附

一、婦人并牛鶏等異国へ相渡スト申儀ハ、昨二十三日夫々へ申渡シ候通、悪民ドモ取タクミ根モナキ事ヲ申触ラシ、良民ヲサソヒ出シ候ニ相違無之候間、一同ウタガヒヲ晴ラスバク、尤能登原村戸長ヲ多勢拷問イタシ候処、白状イタシ候ト申ハ、悪民共計略ヲ以テ諸民ヲ欺キ候事ニテ、其外佐波村トカノ戸長宅ニ右帳面有之ナドト申フラシ候モノ有之ヨシ、是亦悪民ドモ取拵候事ニ候間、疑念イタス間敷、尤先般牛馬牝牡員数等御取吟ニ相成候御趣意ハ、牛馬ハ御国民必用大切ノモノニ付、其数スクナキ時ハ御国ノ弱ミニ付、日本国中牛馬ノ高ヲ御取吟被成、此上牛馬ノ数追々相増候様ノ御政事御仕向ニ相成候御趣意ニテ、下方存込トハ表裏ノ相違ニ付、難有可奉畏事

一、戸籍人別吟云々

一、伝信機云々

右両条当度其大略ヲ告諭セシ事ナレドモ、後日ノ論書ニ詳ナル故重複ヲ厭テ之ヲ省ク

一、異人ドモ政事ヲイタスナドト申儀ハ、モトヨリアトカタモナキ事ニテ、前ニモ申聞候トホリ、日本国中ノモノハ天子様ノ御事ナレハ、御父様タル御方ヲオイテ、異人へ政事

ヲタノムナドトハ、申モ恐レ入タル事ニテ、左様心得違ノ御役人ハ、耄人モ無之候間、  
安心イタスベキ事

右ノ通ニ相違ナク候間、一同疑ヲハラシ、夫々引取家業ヲ営ムベク、此外ニ猶ウタカハシ  
キ事モ候得バ、能々申聞スベク候間、少シモ無遠慮ヲタヤカニ申出ベク、其義無クシテ粗  
忽ノ振舞有之候ハ、嚴敷御沙汰可有之候間、可得其意、将又此度ノ騒動ニ付立退候婦人  
女子并家財取片附居候分モ、早々取返シ申ベク、当今取入ノ時節ニモ候ヘバ、別テ無油断  
農業相励銘々之難義不相成候様厚ク可相心得事

九月二十四日

県 庁

(『府中市史史料編Ⅲ』近世編下所収237～238頁)

⑧ 教諭書

抑天地始メテ開ケテヨリ後、神武天皇天下ヲシロシメシ今ニ至ルマデ二千五百余年、年代  
ノ久シキ乱世ト治世トノ分チアリトイヘドモ、天子様ノ思召ニ背キテ志ヲ遂シモノアルコ  
トナシ、ソノユヘハ申モ恐レ多キ事ナガラ、我日本ノ天子様ハ天地万物ヲ作ラセ給フ天津  
御神ノ御子孫ニテ、御血筋絶エサセラレズ万民ノ君トモ父母トモ仰キ戴キ奉ルベキ御方様  
ナリ、ソノ内御政道ノナサレカタハ世ノウツリカハルニツレテ、其時世ノヨロシキヲ量ラ  
セラレ、封建ト申テ国々ニ領主ヲオカレテ土地人民ヲ代々子孫ニ給ハリシコトモアリ、又  
郡県ト申テヨキ人柄ノ者ヲ其時々ニ撰ミテ処々ノ守トナサレシコトモアリ、去辰年以前ハ  
封建ノ御制度ニテアリケルガ、年月ノ久シキ人代リ世移リテ万民ノ政モ行届カズ、諸国ト  
モ思ヒ々々ノ法度アリテ、天子様ノ思召モ行届カズユエ、御一新以来太政官ト申御役所ヲ  
立サセラレ、日本国中ノ御政事御直ニ遊サレシ御事ナリ、シカルニ昔ト今トコト替リ、世  
界万国日ニ開ケ月ニ盛ニナリテ、外国トノ御交リ開クレバ、猶更日本国中ノ御政事ヲハシ  
メ民ノ心一ツナラズテハ相成ラズユエ、是迄之大名達深く天下ノ勢ヲサツシテ、是マテ領  
取セシ土地人民返上ヲ願出シニ、天子様ニモ其志ノ厚キト世ノ中ノ勢トヲ御考遊バサレテ  
御キ、トゞケ遊サレ、猶又今日久シク相親ミシ大名ト万民ト直ニ御引ハケアリテハ、愚昧  
ノ民情イカゞヤト格別ノ御斟酌御憐愍ヲ加ヘサセラレ、是迄ノ大名ヲソノマ、知事ト申奉  
行ノ職ニ仰付ラレタレドモ、矢張昔ノ習去ガタク、兎角ニ藩々区々ニ成リテ御改革ノ御運  
ヒモ付カヌル故、知事ノ内ヨリモオヒ々々廢藩ノ事申上ケ、天子様ニモ万民永世ノ為ヲ思  
シメシテ、此度旧知事ノモノ一同ニ免職仰付ラレ、御政道委細之御吟モ仰付ラレ、続テ天  
下一様ノ御法度モ仰出サル、事ニテ、マコトニ深キ御趣意ナリ、シカルニ愚昧ノ小民ハソ  
ノ有ガタキ御趣意モ知ラズ、太政官ト申ハ新規ノ事ヲ好ミ、異人ノ風ニ習ウツリ、百姓ノ  
為ハ思ハヌナド、心得違モアルヨシ、是等ノ誤ハ只今如何程申サトスモ文字ノ道ニモ暗ク、  
学問モ開ケヌユエ容易ニ納得モイタスマジクナレドモ、中ニハ学問モイタシ事ヲ弁マヘタ  
ルモノニテモ、封建ト郡県ト一得一失ナレバ、民情ニ從テ治メ給フカタ人心モ穩ニテ御国

廃藩置県と民衆（谷山）

ノ御為トオモフモノモアランカト、其得失ヲ取ツカネテ申聞スベシ、抑天地ノ間ニ同ジク人ト生レタルモノハ、相互ニ親シク交ルベキハ天然ノ道理ニテ、オヒ々々外国ノ交リモ盛ニ相成リテ、今ハ世界國中至ルベカラザル処ナク、又交ハルベカラザル国ナシ、斯広ク他國ト交ヲイタセバ、銘々ノ國ヲ富シ兵モツヨクナクテハ、他國ノ侮リモ防クベカラズ、交リモ全クスベカラズ、國ヲ富シ兵ヲツヨクセントスレバ、是迄之如ク國々別々ニ制度ヲ立テ、今日民間必用ノ貨幣ヲハジメ、年貢ノ取立方、刑律ノ施方、兵制ノ組立方、オモヒ々々々ニナリテハ力モワカレ、費モ多ク民ノ心モ一ナラズシテ、譬ヘテ申セバ十筋ノイトヲ十筋ニ分チテ引ガゴトク其弱キコト知ルベシ、若シコノ糸ヲ一筋ニ合セテ用ユレバ、力モアリテ甚強シ、今日郡県ノ御制度モ、右之御趣意ニテ、御國內ヲ一致全力ニナサレテ、彼ノ外国ノ侮リモフセギ交リヲ全クセントノ思シメシナリ、夫故ニフカク御國民ノ為御歴代之天子様ヘノ御孝道ヲ尽サセラレント思召立テ、御改タメニナリシ御事ニテ、オヒ々々日本國中御テカタキ一筋ノ御政道モ相立チ、御國ノ御威光世界万国ニ輝クヨウ相ナレバ、御國民末々マデイサマシク悦バシキ事ニアラズヤ、若シ今日ノ民情ヲ此上御サシフクミニテ、此マ、御打過ギ遊シテハ、イツ御改革ノ頃合到来イタスベキヤ、ソノ内ニハ彼ノ外国人ノ侮リヲ受ケテ、天子様ノ職分モ立サセラレガタク、御國民モオモ々々外国ニ賤マル、ヨウニ成リウツリテハ、御後悔ノ御センモナク、下方ニテモ如何計残念ノ事ナルベシ、総テ下々ノモノハ目先ノ安キニナレテ、永世ノ事ニハコ、ロモヨラヌモノナリ、之ヲ一家ノ内ニテ譬ヘテ申セバ、愚昧ノ小兒ハ父兄ノ恩威ニテ物ヲ知リ道ヲ弁ヘルト同様ナレバ、ヨク々々此道理ヲ弁ヘテ、今日ノ御政事ノアリガタキヲ知り、兼テ被仰出ノ儀ハ申ニ及バズ、此上追々被仰出之趣ヲモヨク々々畏リ守ルベシ、イツレ御改革ノキワナレバ、十人八十人皆勝手ヨロシキ事モアルベカラズ、又愚昧ノ心ニハ案外意表ノ事モアリテ、無理ナル事トオモフコトモアルベケレドモ、前ニモ申キカス通り、スベテ天下ノ御政道ヲ一途ニ遊バシ、永世安穩ノ道ヲ開カセラル、事ナレバ、此筋ヲヨク々々合点シテ心得違アルコトナク、小前末々ノ者ニ至ルマデ心ヲ励マシ、道理ヲ弁ヘ、職業ヲ勤メ、何事モ外国ノ上ニ出ンコトヲ心掛ベシ、ソノ内小前ノ者ドモハ、昔シヨリノ申習シ見習ニナヅミテ、一応二応ノ申論ニテハ腹ニ落付カヌルコトモアルベク、此辺ハ事ヲ弁ヘタルモノヨリヨク々々申サトスベシ、総テ下々ハ上ノ申付ヲ押付トオモフ心モアルモノユエ、下々ニテ相互ニ申合セ申論セバ、カヘツテ人心モ居リ合ヤスキ事ユエ、長立候物シリノモノ等ハ、別テ右申キカス通ヲ能々聞取合点イタシ、小前ヘモ常々懇ニ申論スベシ、左ナクシテ聊ノ事ニ疑心ヲ抱キ、此上万一ニモ天子様ノ思召ニ背ク事アリテハ、其罪ノガルベカラズ、此段ヨク々々合点イタスベキ事

辛未十月

（同前所収239～241頁）

## ◎ 説論

## 戸籍人別吟ノ事

是ハ此間モ申サトシ候通、日本国中ノ人間タルモノハ、辺鄙隅々迄賈ト賤トノ差別ナク天子様ノ御子ニテ、皆其御恵ミヲ受ケテ家業ヲイトナミ、父母妻子ヲハゴクミ候事ナルニ、イツノ頃ヨリカ戸数人別ノ吟モ疎カニナリ行キ、中ニハ壺人ニテ式ツノ名アルモアリ、又人アリテ名ノ顯レザルモアリテ、今日ニ至テハ日本国中ノ人数高スラ相分リ兼、マシテヤ不具ノ人不仕合ノモノ幾人アルヤ、悪党モノハイツコニカクレタルヤ、如何様ノ悪事ヲ働ラルヤモ御承知アソバサレズ、有ガタキ御政事モ行届カズユエ、万民ノ苦シミヲ不便ニ思召、格別ノ御面倒モ御イトヒナク、御吟被遊候事ナルニ、是迄何事モ粗略放埒ニ打過キ居ルノミナラズ、イマダ天子様ノ御子ト申事モヨク弁ヘズ、人間ノ道ニモウトク智恵モ開ケヌ諸民ニテ、御政事ヲ疑惑ノ折柄、悪民共ノイロ々々根モナキ取タクミ事ニ相マヨヒ候義、実ニ憫ムベキノ至リニ付、追々申論ス趣意ヲ能々合点イタシ、兼テ御沙汰ノ通、来春ニ相成リ日本国中人別ノ御吟モ相届キ候ハバ、イカバカリカー同ノ便利ニ相成、始メテ有ガタキ御趣意モ相分リ申ベク、番号札ノ義ハ取ツバメテ申セバ、品物ノ符帖ト同様ニテ、何品ニテモ員数ノ沢山アルモノハ夫々ノシルシナクテハ混雜シテ、ヨキモ悪シキモ入り交リテ取捌キモ出来ヌモノナリ、マシテヤ太切ノ人民ナレバ、一ト目ニ分リヤスキ印ナクテハナラヌ者故ニ、ソレ々々名トイフモノアリテ、己ト人トノ差別ヲツケ、家ニ住メバ彼ノ人ハコ、此人ハカシコト、又符帖ノ印ヲ付ケサセラル、事ナリ、此印ナクテハ、彼ハイヅレニ居ルヤ此ハドコニ住ムヤモ分チガタク、下方ニヲイテモ、平生手紙ノ取り遣リヲハジメ遠方ノ尋合等、此事詳ナレバカギリナキ便利ナリ、其外五人組組替ヘ組分ヲ改ムル等、皆往ク先ノ為メ筋ヲ思シ召テノ事ナレバ、追々ニハアリガタキ御趣意モ相分リ申ベキ事

## 伝信機之事

昔シ世ノ中イマダ開ケヌウチハ、文字モナクテ遠方ノ用向ハ人遣ヒニナクテハ通セザリシニ、文字出来テヨリ手紙ノ取遣リニテ用事モ弁ヅルコトニナリタレドモ、一事ノ用向ニ必一人ノ使ナクテハ相カナハズ、ソノ後世ノ中追々開ケ、飛脚カセギノモノアリ、飛脚屋モ出来テ、數百里外ヘノ手紙モ取束ネテ、ワズカノ賃錢ニテ相届クコトニナリタレド、日數モカ、リ、又急キノ用向ニハ入用モ多ク、十分ノ便利ニ至ラズ、然ルニ近年ニ至リ人ノ智恵モ猶々ヒラケ、商売ノ道モ人間ノ交リモ、昔シハ夢ニモシラス千万里ノ外国マデモ人ノ往来モスル事ニ成リウツリテ、遠方ヘノ用向モ増シ、急キノ用事モ多クナリシヨリ、近頃異国ニテ此道具ヲ發明シ、數千里ノ外ヘモマタ、ク間ニ相通シ申セバ、千万里ノ外モ隣リ同様ノ事ニナリタリ、是全ク蒸氣船ト伝信機トノ功力ニテ、重々調法ナル道具ナリ、然ルニ中国筋ナドハイマダ産業ノ道モ広マラズ、ワケテ農民ナドハ左程至急ノ用向モナキ上ニ、イマダカ様ノ仕掛ヲ見聞モノモスクナキ故、不思議ニ思ヒ、甚シキハ切支丹ノ術ナド、疑

フモノモアルヨシ、無理カラヌ事ナガラ、愚ノ至リ也、此間モ申聞セ候通、ヨク々々其理ヲ考ヘ候ヘバ、何モ不思議ノ事モナク、ソノ外当時新規ノ道具ルイ皆人間ノ智恵工夫ヨリイヅル事ナレバ、日本國中ノ万民モ追々学問モ致シ、ケ様ノ事モ工夫シテ、彼ノ外人ニヲトラヌ様有タキ事也

俵拵并三斗壺升入ヲ三斗何升トカニ改ルト申事

俵拵ノ義ハ太切ノ事ニテ、拵様ノソマツナルトキハ持運ヒニモ綻ヒヤスキヨリ、中ニハ手入盜米ナドノ手業モ出来テ、農民ドモ年中骨折リ汗ヲナガシテ作り立タル米穀モ、ソレガ為ニ世間ノ聞ヘモ悪シク成ル事ナルニ、当管内ノ分ハ地方ニクラブレバ是迄俵ノ拵方粗末ナルユエ、以来四ツ縄ニアラタメラル、事ナレバ、能々此旨ヲ合点イタシ、少シノ手数ハ厭フベカラズ、將又三斗壺升入ヲ三斗何升ニ増スト申義ハ、元ヨリ根モナキ偽リコトニテ、取ルニ足ラザル事ユエ、夢々疑ヒヲイダクベカラザル事

右之外涙銀ト唱へ、総百姓ヘ金子下サレシヲ、戸長ノ手元ヘトリ込居ルナド、申事モアルカノヨシ、其外種々悪説ヲ拵へ、人心ヲマヨハス事モアルベシナレドモ、戸長ヨリ申渡サヌ事ハスベテ空事ト存ズベク、又上ヨリ申渡ス事ヲ戸長場ニテ取隠シ居ルナドノ疑念モアルカノヨシナレドモ、下方ヘ届クト届カヌトハ直ニ分ル事ユエ、戸長ノ場ニテ包ミ藏ス事ハ出来ヌ事ナレバ、何事モ申付ヲヨク々々相守ルベク、今更申聞スニ及バヌ事ナガラ、御役人ハ天子様ノ思召ヲ受ツギテ、御子タル万民ノ世話ヲ致スコトニテ、申セバ庶民ノ兄タルモノナレバ、子弟ノ悪シカレト思フモノハナキハヅナリ、サレバ其申付ヲ畏リテ実業ヲ営マステハ、善キ子トハ申サレズ、若上ノ命令ニ従ザルモノアレバ、イカホド大切ナル子弟ニテモ、余義ナク厳シクイマシメ、懲ラサズテハ御政道モ相立ズ、総テ下々ノモノハ兎角上ノ深キ御趣意分ラヌヨリ疑念致ス事モ多クシテ、命令ニモ従ヒカネルモノナリ、然ル処ヘ悪民ドモ己レノ勝手悪シキヨリ浮説ヲ唱へ、良民ノ疑ヒヲ弥増シ、遂ニ此程ノ始末ニモ及ヒシ事ナレバ、今度申聞ス処ヲヨク々々考へ、今ヨリ後ハ悪民ノ浮説ニ惑ハサレズ、兼テ被仰出タル御法度筋ハ申ニ及バズ、総テノ仰付ラレヲ能々信シ畏リテ、各其業ヲ励ムベシ、万一心得違ノ事モアレバ、己レガ身ヲ己ガ責ル道理ニテ、其場ニ至リ如何程前非ヲ悔ムトモ及フベカラズ、此段能々合点致スベキナリ

附、此度ノ如キ奸民ノ浮説ニ迷ヒ、容易ナラヌ騒動ヲ引キ出セシモ、畢竟智識ノ足ラザレバナリ、智識ヲ磨カントスレバ、学問ニシクモノナシ、夫故ニ当春以来町在ノ志アルモノドモ申合セ、村々啓蒙所ヲ取建テ、朝廷ニモ御悦ヒ遊バサレシ事ナレバ、此上益右ノ趣法ヲ盛ンシ、ヨキ師匠ヲ頼ミ、貧富遠近ノ差別ナク、幼キモノハイツレモ文字ヲ習ヒ、道理ヲ弁ヘ智識ヲ磨キ、トシタケテ家業ニセハシキ者モ、ヒマアル時ハ道ヲ承リ、世界ノ事ニモ通ズレバ、再ヒ此度ノ如キ浮説モ起ラズ、県内ヲダヤカニ治リ、家々富ミ栄ユベシ、然ルニ多勢ノ中ニハ啓蒙所ノ教ヘハ異人ノ学問ナドニ申居ルモノアルヨシ、

実ニ憫ムベキノ至リ、此義ハ当春啓蒙所告諭ニ申ツクス事ナレドモ、序ナガラ猶申聞セ候事

(同前所収242～245頁)

<飾磨>

告諭書

凡ソ皇国ニ生レ出タル者ハ誰モ々々ソノ職業有テ皆々コレヲ重ンジ勤メテコソ一生涯ヲ目出タク終ルモノナレ、其職業ヲ重ンスルトイフハ士族ハ士族平民ハ平民ノ職業有テ別ニ手段ノ有事ニハ非ス、是等ノ事素ヨリ当管下ノ郷民一同能々弁別シテ居レハコソカク迄百数十年ノ間静謐ニシテ上下親シミ睦マシク、上ニモ暴政ナク下マタ強願トテ強テナラヌ事柄ヲ願ヒ出タル事モ無ケレ、早魃水損ニハ夫々哀憐救助トテ救米救金ヲ施シ平日トテモ困迫ノ者トモニハ必ス上ヨリ厚ク憐愍ヲ加ヘシヨリ、下ニテモ益々農業モ骨折励ミ礼節恩義モヨク弁ヘ豊年ノ秋ニハ各官ヘ献米モイタシ候程ノ事ユヘ、実ニ皇国ノ中ニテモ別テ当管下ノ民ハ殊ニ良民ナリトテ他所他郷ニモ羨ミ譽ソヤシタル程ノ事故、自然朝廷ヘモ通り数百里ノ外ニモ能ク人ニ知ラレヨキ国ヨキ郷ト譽ラレタルコト也、然ルニ此度ノ事柄卒爾ニ不法僥忽ヲ仕出シタル事トハ申ナガラ思ヒモヨラヌ事ドモナリ、別テ当年モ豊饒ニテ五穀ノ実ノリモヨク世ノ中静謐ニシテ何一ツ不足モナキニ、此頃下々ニテ言ヒハヤス事柄ヲ試ニ一ツ二ツヲ挙テ告ケ諭スナリ、孰レモヨク聞キヨク弁ヘラレヨ

一、穢多ト同籍ノ事

此儀只一通リ人別ヲ共ニト申テハ心ヨキ事ニハ有マジク聞ユレド、元来旧穢多トテモ禽ニテモナク獸ニテモナク、同ジ御国ノ民ニシテ同ジ土地ノ水ヲ飲ミ同シ御慈悲ヲ蒙リタル物ナレバ、別ニ怪有ナル事ノ有ベキ筈ナシ、別テ人間ノ有用ナル皮革ノ製作ニハ年来手馴居リ又農業モ励ム事ユヘ、今般朝廷ノ有ガタキ思召ニテ一視同仁ト申テ広ナル御慈悲ヲ下シ玉ハリタル事ナリ、サレドモ是迄人ノ嫌ヒタル汚穢キ事柄モマ、無ニシモ有ラサル故、此程モ達シタル通り旧穢多トモヘハ別段ニ示シタル也、夫ハ先ツ第一ニ朝夕ノ掃除ヲ能ナシ、獸類ナド取扱フタラハ能々身ヲ清メ、平日モ成ベキ丈ケ綺麗ニ身ヲ持テ臭気ノナキ様ニ、中ニハ布巾ト雑巾ヲ一所用ヒ雪隠ノ古板ヲ竈所ニテ焼キ鍋ニテ手足ヲ洗フトイフ様ナル事ハ決シテ有マジキ事、人ニ応接トイフテ物イヒカハスニモ前々ノ身分ノ程ヲ考ヘテ少シモ重頭ニナキ様、身分ヲ引下ケ万事ヒカヘメニ致セヨト吃度申聞タル也、依テ旧穢多トテモ能道理ヲ弁ヘタル物ハ、別段爰ニ意ヲ配テ今日ノ所業素人ノ行状ヨリ一段叮嚀綺麗ニイタス筈ノ事也、別テ此度御歴々ノ旧御公卿様旧御大名様ニテモ平民ト縁組勝手次第ト仰出サレ候事ニテ上ヨリモ下リ下ヨリモ上リタル事ナレバ、穢多ガ素人ニ成タレバトテ何モ左マテ強訴イタスベキ程ノ事ニモナク、尤穢多ト婚姻ヲセヨトノ事ニモナク、今日ヨリ友達ト成テ別段懇意ニイタセトノ事ニテモナシ、又此郷

廃藩置県と民衆（谷山）

ニコソ其様ナ心狭キ事モイヘ、此地ヲ放レ他国ニ行時ハミナー様ニテ寝食モカハリナク、是迄迄モ旅籠屋ナドニテハヨク人ノ申ス通り知ラズハ穢多ノ下坐ニ坐リ穢多ノ喰サシモ又喰フ様ナ事モ有ベシ、サレドモ是ヲ快トヲモハヌハ元来此国人ノ性質ニテ清潔ヲ好ムハ実ニヨキ事ナレドモ、此儀ニ付テ彼是不平ヲ抱キ乱暴ノ所業ニ及ブハ決シテ有マジキ事ナリ、前ニイフ如ク朝廷ノ廣大ナル御趣意ヲ我心トシテ只々恭順ニシテ職業ヲ勤ル是則良民ト申スベク、此御国ニ生レ出タル甲斐モアリテ民ノ職分ニモ適ヘリトイフベシ

一、戸籍調番号ノ事

是ハ去ル午年中皇國中夫々管下ニハ華族ト申テ元御公家様元御大名様ハ幾人士族カ幾人社寺ガ幾人平民ガ幾人ト予メ書出候様仰セ出サレ候処、今年弥其御編制ト申テ大キナ御帳面ガ出来ル事也、是ハ御触ニモ有通り人生レテ其始メ終リ程大切ナル事ハナシ、夫レ故今日人間ニ生ヲ受ルモノハ一人残ラズ朝廷直々ノ御帳面ニツキテ、モシ非命ニ死スル時ハ別シテ御不便ヲ加ヘサセラレ、其由ヲモ石碑ニ記ス様、又御帳面ヘモ其事ヲ書載スル様ニトアリ、元来人トアル人ノ限リハ皆人別名前ヲ毎年十二月ニ其管轄々々ニテ調べコシラヘ、六年目々々毎ニ恐多クモ朝廷ヘ差出シ候様相成タル事ニテ、実ニ人間程此世ノ中ニ大切ナル物ハナキ重キ物トイフ事ヲ一人モ洩レズ承知スル様ニ成シ下サル厚キ朝廷ノヲホシメシニテ、禽獸ト異ナル所ヲ示サル、事也、去ルニ依テ一軒毎ニ何番々ト番号ヲ立テ、毎年十二月ニシラブル為メニ其生レタル月日モ書出シ候様御取扱ニ相成タルナリ、且番号ヲ厳敷スレハ浮浪人アフレ者盗人等隠レ居ル事ナラズシテ大ニ平民ノ益ニ成ルコトニテ、深キ御憐愍ヨリ出タル儀ナリ、扱又何国ノ郷ノ者モ生ルレハ朝廷ヘ届ケ死ナバ又朝廷ヘ届ケルトイフハ誠ニ難有御メグミニテ、此有ガタキ御メグミニ洩ル、事ナキ様ニトノ御編制ノ御帳面ナリ、又此戸長トイフモ、只仮初ノ儀ニハナク皇國中朝廷ヨリ仰付ラレタル重キ御役ナレバ、イカニモ尊敬ヲ加フベシ

一、御年貢米ノ事

是ハ当管轄組々郷村ヲアツカリテ政事ヲ施コセト仰セ出サレテヨリ、以来何事モ当役所ノ勝手ニハナラズ、別テ御年貢ノ事ナドハ大切ナル重キ事ニテ、一粒モ半粒モ僥忽ニハ取扱ノ出来ヌモノユヘ、万事朝廷ノ御差図通りニイタス事ナリ、依テ是迄ノ県々ハ簡様々々今度ノ新ラシキ県々ハ簡様々々ト別テ御布告書御渡シニ成タル事ニテ、ソレハ別ニ御達書アリ、其大意ヲイハゞ、御年貢ノ儀急々ニ改メテハヨロシカラス、故ニ当年ハ旧貫ニ依ルト申テ、本ノマ、ニテ納メサセ、来ル申来三月迄ニ租税取取メ方ノ儀是迄ノ仕来リ夫々委細ニ取調べ伺出ベク当年ハ何モカモ別ニ変ヘ直ス間敷旨仰出サレタリ、依テハイヅレ来年御年貢納迄ニハ屹度大御評議モ有之府県同一ノ御規則相立可申候也、然ルニ尚又数日前ニ御達書到着、夫米永錢ハ先ツ不取敢御廢メ被下タル事実ニ難有トイフモ余リアル事ナリ、扱是ハ当月十三日東京ヨリ来タル御触ナリ、尚右御年貢米当年ハ是

迄ノ通りニセヨト御布告書ハ去ル七月二十九日ニ着致シタルナリ、ソノ御本書ハ県庁ニアリ、扱元来百姓トイフ文字ハ大御宝トヨミ、又民ハ是国ノ本トモ申テ、別テ大切ニ御アシライ遊バサル、身分也、サレバ各其身ノ職分ヲ尽シテ、何レモ昼ハ耕シ夜ハ繩ナヒ筵織テ、男ハ勿論女子トテモ夫々ノ営ミアリテ、四季トモニ暇ナク此世ノ中ニ繁忙職分ユヘ幼稚ヨリ物学ビ手習フ間モナク、別テ辺鄙ニハ物教フル師匠モ乏シクシテ自然理非分別モ疎ク、動モスレバ頑固ト申テ片意地ノ族モアル習ヒナレバ、追々ト其道モ説聞ケ今日ノ形勢モイヒ聞カスベシ、先ツ第一ニ今日安穩ニシテ各其職分ヲ尽スニ付テモ恩義ト申儀ヲ能々朝夕ニ弁ヘネハナラズ、扱其恩義ト申ハ天ニ日アリ月アリテ此地球ト申世界ヲテラシカ、ヤカセラル其御蔭ニテ、人モ出来又米穀モ何モカモ成就スル事ナレハ、此御蔭ヲヨクヨクヲモハネハナラヌ筈ナリ、然ルニ此難有キ御恩ヲ何トモヲモハヌトイフハ恩ニ狎テ恩ヲ弁ヘザルノ至リニテ今日ノ罪ナリ、且日月ナクハ国土モ闇ナリ、然シテ此上ノ御恵ト申モ此日月ノ御恵ト同シ事ニテ、泰平ノ御世ニ生レ合セ各心ノ儘ニ耕シ耘リ十分ニ五穀ヲ培養イタシ其身ハ勿論妻子トモ迄不飢不凍安楽ニ暮ス事限リモナキ上ノ御大恩ト申者ナリ、シカルヲタマモニ此御大恩ヲ忘ル、族ハ則チ日月ノ恩を忘ル、ト同シ事ニテ、恩ニ狎テ却テ恩ヲ弁ヘヌトイフモノ也、能々此所ヲ分別シテ見ヨ、乱世ノ時節ニ生レ合セタラハ年中破裂丸トテ鉄砲玉ノ中ニ生活シテ心ノ儘ニ作り方ノ相成ヘキヤ、妻子一所ニ暮スヘキヤ、能々此筋ヲ相考ヘ合点シテ日月ノ御恩ト朝廷県庁ノ御恩トハ同シ今日ノ御大恩タル事ヲ知テ努々忘却イタサス農業大切ニ出精イタスベシ、猶又此度朝廷ヨリ夫米御免除相成タルハ大ナル難有事ニテ寔ニ寛大ナル御制度也、元来夫米トイフハ上古庸役トイフ物ノ事ニテ同シ御年貢ノ事ナリ、此御年貢中ニ租庸調トイフ三ツアリテ、租ハ今ノ御年貢米ノ事、庸トイフハ則チ一村ニ何人ツ、無賃ノ人夫ヲ出ス御制度ノ事ニテソレヲ米ニシテ夫米ナリ、又古来調トイフガ有テイツレモ布帛ヲ納ル事モ有リタリ、今ノ小物成トイフガ則チソノ形チナリ、此様ナルユルヤカナル難有御制度ヲ能々弁ヘ、常々御高札ノ表ヲカシコマリ候ハ勿論、兎角ニヨロシカラザル事ニハ人ノ心移リヤスクシテ後大ナル災害難義トナルヘキ事ヲ兼々銘々ノ心々ニ戒メヲクヘキ事第一ノ心得タリ、クレグレモ前後大切ニ心附ベシ

一、旧知事様ノ事

先般東京ヘ御帰りアラセラレ候ニ付、一同御別レヲ惜ミ種々歎キ候事ハ実ニ人々固有ノ本心ニテ、誰トモ左様ニ有ベキ事、此長キ百数十年間御厄介ニ相成十分ニ御恩沢ヲ蒙リタル事ナレバ、身ニシミテ御別レハ惜シキ事ニテ、諸共ニ涙ヲタレタル事也、サリ連モ又再ビ愛許ヘ入ラセラレシトハ申サレヌ事也、尤此土地計テモナク、是モ又朝廷ノ仰セ出サレニテ、何国ノ県々モ一様ニテ、イツクノ旧知事様モ同ジ様ニ東京ヘ御帰り遊ハサレタル事ナリ、且旧知事様東京御発途前申出ラレタル御告諭書ノ通り、各職分ヲ守リ、

平民ハ農作ニ精ヲ出シ朝廷ヘ御年貢米ヲ納候ガ則チ旧知事様ヘノ御恩報シト申物ニテ、旧知事様モイカ計カ御喜ビ遊ハサルベキ、然ラズシテイツ迄モ旧知事様ノ御別レヲ惜シミ彼是申候テハ、旧知事様ノ御為ニヨロシカラス、御顔ニ泥ヲヌルト同様ニテ、俗ニ申鼻屑ノヒキ倒シト申モノナレハ、此儀ハオモヒ止ムヘキ事ナリ、カヘスカヘスモ朝廷ノ仰出サレナレハ、何事モ一人々々ノ心マヽニハナラヌ訳アリ、ソハ如何ニトイフニ、此世界ガ開闢トテヒラケソメ出来ソメタル昔ヨリ此御国ハ殊ニ尊ク、天子様ハ数千年ノ昔ヨリ御国ノ出来タル始ヨリ一天万乗ノ大君ト申テ、世界中ニニツトナキ尊キ有カタキ事ニテ、現神トモ申ス也、現ツ神トハ国ニ見ユル神様トイフ事ニテ、ソコテ此国ニアル余ノ人々ハ皆コトコトク臣ト申テ御家来テナキモノハナク、目鼻ノアル人間ハ天子様ノ御子ノ様ナ物ナレハ、一人々々互ニ親切ニイタシアフガ則チ天子様ヘノ忠トイフモノ、只私勝手ニ兎ヤ角トイフヘキ物ニアラス、又此御子ノ様成人間ヲ始トシテ山モ海モ川モ里モミナ天子様ノ御坐マシマス朝廷ノ物ナレハ、此土地ニアリトアラユル物食フ物モ衣ル物モ何モカモ朝廷ノ御物ナリ、生レ落レハ天子様ノ御土地ノ水ニテ洗ヒ上ラレ、死スレハ又御土地ニ葬ムラレ、生涯此様ナル有カタキ御恩沢ニ浴スル事故、常々朝廷ヲ厚ク存込、御触出シノ趣ヲ飽迄モ畏リテ努々ワロソカニスベカラス、然ルニ中ニハ大ニ不心得ノ兇徒ガ在テ、今日ノ御政躰ヲ悪シサマニイヒナシ、露ホトモナキ事柄ヲ箇様々々ノ御達ト種々様々ニ浮説造言ヲ言ヒ触シタルハ、高百石ニテ牛老匹出スノ、或ハ尾州名古屋ヘ村替ノ、或ハアメリカヘ行ノ、穢多ト縁組ヲスルノ、戸籍調ハ何ノ年ノ児女ヲ出スタメノ、或ハ血ヲ絞ラルヽノ、或ハ外国人ニ地所居宅ヲ取ラルヽト、今日難有御恩沢ヲ蒙リナカラ、箇様ナ無根トイヒテ影モ形モナキ雜悪言ノ噂ヨリ、アツタラ是迄ホメラレタル所謂良民カフト心迷ヒカシタ事ト見ユル也、何卒ソノ様ナ根モ葉モ分ラヌ戯言ニハ夢々迷ハヌヤウニイタスベシ、別テ此度暴乱ニ及ビシ村々ノ者ドモ元ノ眞実ノ良民ニ立チ反リ、其邪ナル心ヲ改メ呉レヨ、実ニ改心悔悟イタス上ハ、其巨魁張本人ハ差許シ難ク候ヘトモ、其他煽動セラレ止事ヲ不得騒立候者トモハ格別ノ憐愍ヲ以テ前罪ヲ免シ遣ス程ニ、一同死スルヲ生シ骨ニ肉ツクル儀ト難有存シ、向後万事郡市役所ノ掟ヲ守リ、農業励精再生ノ恩ヲ謝スベシ、尤近年ノ総テノ御触面ハ文字モ詞モムツカシク聞ユルナレトモ、別ニサマテムツカシ事ニモアラス、能味ヒテヨク読メハ余程前方ノヨリハ叮嚀深切ニカヽレタル事也、元來文字ヨムガ職分ノ民デモナキユヘ、以來ハムツカシキ文字ハ一々カナヲツケテ渡スベシ、夫ニテモ猶分リ難キ事ハトコ迄モ尋ネクレヨ、細カニ言ヒキカスベシ

一、牛馬ノ事

此ハ既ニ承知ナルベシ、牧牛馬蕃殖ト申テ、村々郷々牧ノアル所ノ牛馬ノ事ニテ、農作ニ遣ヒ候牛馬ノ数ヲ書出シ候儀ニハ無之事ナリ

但，平仮名附

辛未十一月廿九日

(国立公文書館所蔵文書、『兵庫県同和教育関係史料集』第2巻1188～1192頁に所収されているが、不完全であるため兵庫県史編纂室所蔵写真版によって補った)

<岡山>

十二月十二日、在方沸騰に付布告

此度御郡中一時にさわぎ立候段、甚以不埒ふしん之至、右は末々一同之本意とも存せず、全くいわれなき事を申ふらし、人心をまよわせんとするもの、たくみに有之、然る上は、此後たとひいかよふ之事申ふらし候とも、少しもまよい申まじく、もし右様之者見及候はゞ、たとひいか体之者たりとも、早々からめとり可申出、御ほうび可被下候、万一心得ちがひ、御おんをわすれ、朝敵と相成、みづから天ばつをかふぶり候はふびん之至候、此旨兼て申聞置候間、小前末々までよくよく相心得可申事

別紙

そもそも、日本の国は海山草木までことごとく朝廷之御物にて、朝廷と申は其御政事を被成候御場、天子様と申奉るは日本の生神様也、夫ゆへ、前々の領主様年来勤王と申て、天子様え御奉公被成、今日に至り、お日さま之御ひかり四方にかゞやき候御代に相成候故、前知事様初、士族までも十分一之禄に相成候ても、少しも御うらみに無之、追々万民一同有がたき御おんたくをかふぶり候様相成候は、うたがひなき事に候、然るを、めいめい身ぶんをわすれ、御政事をさまたげ候ものは、たとへば、孫子としてぢゞおやをてうちゃくして我まゝをするが如し、後日の神ばつをおそろしき事に候、よくよく本心に立帰り、家業一途に相つとめ、御国恩をむくひ奉り、子々孫々まで長久永続いたす様心がけ可申事

(「修史草案 諸達願稟類七」『備前備中美作百姓一揆史料』第5巻所収1914～1915頁)

<付記> 本稿は、京都大学人文科学研究所(「明治維新期の研究」班)での研究会、広島近世・近代史研究会、奈良歴史研究会、での報告内容を原稿にしたものである。様々な貴重な御意見をいただいた関係各位にこの場をかりてお礼申し上げたい。また、1988年度からの3年間は、当研究所の研究会に客員(助教授)という形で参加させていただいた。それについて格別の御配慮をいただき、今日も種々御教示いただいている佐々木克先生をはじめとする研究所の皆様、研究班の方々に、末筆ながら心よりお礼申し上げたい。